

政審資料

1958年
5月15日発行

No. 10

一目 次

△焦点△

一、われわれは約束する —選挙綱領—	1
二、不況克服対策	5
三、公務員法改正の大綱	11
四、地方税法修正案要綱	11

△資料△

一、国民年金法案	12
二、母子福祉法案	25
三、水質汚濁防止法案	35
四、台風常襲地帯における 災害の防除に関する特別措置法案	39
五、国家公務員法等の一部を 改正する法律案	41
六、地方公務員法の一部を 改正する法律案	41
七、非核武装宣言	42

発行所 日本社会党政政策審議会

東京都千代田区永田町衆議院内
電話 霞ヶ関 580131~9 内線 2222 番

焦 点

一、われわれは約束する

選 挙 約 領

IBCM、人工衛星の成功によって、世界に新しい情勢がつくられた。わが国でも政治、経済、外交の全般にわたって、新しい情勢が展開しつつある。にもかかわらず、歴代保守政権、とりわけ岸自民党内閣は、この新しい情勢に目を覆い、逆行しようとしている。

汚職を続出させ、暴力を野ばなしにし、貧乏をより拡大する政治、不況と失業の脅威をさらりに深刻化する経済、そしてアメリカの原水爆基地政策に奉仕する向米一辺倒の外交を、今後もなお自民党に續けさせるべきであるか。

それとも、不況を克服し、自主独立の平和外交を進めて、明るい社会、豊かな生活、健康な文化を創造しようとする社会党に、新しい政治をまかすべきであるか。

日本党会党は、来るべき選挙をまえにして、わが国の非核武装化、日中國交の回復、不況克服、および、すべての国民に年金を支給することを、とくに強く国民大衆に提案する。そして国民大衆とともにあり、ともに歩む社会党、平和と独立と生活のために斗う社会党こそが、新しい社会を建設する資格を、最も大きく備えていると確信する。

平和と独立を達成するために

一、社会党は、わが国を核兵器をもつて武装せず、また核兵器の貯蔵、使用、製造を行わないことを、世界に宣言する。したがって、アメリカの原子兵器庫たらしめようとする核兵器、誘導弾の持ち込みを拒否することはもちろん、ミサイル基地の設定をも排除する。アジア、とくに北西太平洋地域における非核武装地帯の設定は、社会党外交の第一にとりあぐべき課題である。

一、社会党は、東西巨頭会談を推進し、核実験禁止、原子力和平利用、軍縮協定の実現に努力する。

一、社会党は、自主独立の平和外交を堅持して国民の犠牲の上に強行されている対米従属から、わが国の完全な独立を達成する。このため屈辱的な安保条約、行政協定を解消し、サンフランシスコ体制を打破して、平和条約を根本的に改正する。同是民族独立と世界平和を叫ぶアジア、アラブ諸国との緊密な協力のもとに、中、ソ、米、英をふくむ平和保障体制の確立に努力し、そのための関係諸国との国際会議を提唱する。世界の恒久平和は、すべての国との友好親善関係を樹立することによって確立される。

一、社会党は、アメリカの原子戦略体制下におかれ、米軍の権力による弾圧に苦しんでいる沖縄および小笠原諸島の返還を要求する。

一、社会党は、平和と安全保障のための世界組織である国際連合を全面的に支持する。原水爆の脅威を一掃し、人類共滅の危機から世界の平和を守る道は、あらゆる兵器についての世界的な軍縮だけである。原水爆の実験、製造、移動、使用は全面的に禁止されねばならない。なかでも原水爆の実験は即時、無条件で禁止されることを主張する。

一、社会党は、中華人民共和国との国交回復を実現する。このため、二つの中国を認めないという基本的立場にたって、中華人民共和国の国連における代表権を支持し、速やかに平和条約を締結する。とくに、第四次貿易協定の完全なる実施をはかり、一切の貿易制限を撤廃するとともに、郵便、気象、航空、漁業等に関する政府間協定を結び、文化全般にわたる協定の締結を促進する。これこそ日中二千年來の友好善隣の正しい姿であると確信する。

一、ソ連との平和条約の締結は、仮想敵国視する保守政権の手によつては実現不可能である社会党は、いまだ懸案となつてゐる領土問題

についても、友好関係をつよめつつ合理的に解決し、平和条約の早期締結に努力する。

一、朝鮮、ベトナム、ドイツの三国が米、ソ両国陣営の権力争いの犠牲となつて、いまだに分割されていることは悲劇である。社会党はこれらの国々に対しては、外国軍隊の撤退、両地域の平和的民主的統一、人民の自由意志による選挙、統一された国がいづれの軍事ブロックにも属さないで速やかに統一が実現されることを望む。

一、社会党は、わが国の再軍備に反対し、青年に銃をとらせない。したがつて自衛隊は縮減改組する。これにかわって国内治安のためには民主的な警備組織をととのえる。同時に、平和国土建設隊を創設して自衛隊の一部をも吸収、破壊よりも建設の槌音を高くひびかせる。

明るい民主政治確立のために

一、社会党は、平和憲法を擁護し、いかなる改悪意図をも粉碎する。明るい政治は、民主主義の徹底によつた実現される。そのためには憲法違反の条約協定や、逆コース政治推進のテコとなつてゐる反動諸法令の廃止を主張する。憲法調査会や、国防会議、自衛隊法は废止されねばならない。破防法、スト規制法、教育二法の廃止はもちろん、旧特高警察的公安調査庁を廃止して官憲のスペイ行為を排除する。

一、歴代保守政権の腐敗政治は、汚職、疑惑を日常茶飯事たらしめてゐる。社会党は政、官、財界の腐敗肅正と政治の肅正廉潔を期するため、行政の民主化と監査制度を強化する一方、斡旋収賄罪の法制化、政治資金規制法の改正、連座制を強化する選挙法の改正を行ふ。同行に、腐敗と乱費の根源たる補助金行政を根本的に改め、情実政治や陳情政治を一掃する。

一、社会党は、働く人々にたいする一切の既得権利の侵害を排除し、憲法で保障された労働基本権の回復と、政治的自由を確保する。未だに未組織の状態にある労働者、農漁民の組織化を推進して、働く人々の生活を擁護する。

一、社会党は、天下り的な中央集権化を排除

し、地方住民への福祉行政を拡充する。地方住民の意思は充分に地方政治に反映されなければならない。したがつて知事の公選制を堅持して民主的な地方自治を確立する。

一、婦人の地位は、まだまだ低い立場におかれている。社会党は、権利の上でも、事実の上でも、婦人に経済的、社会的地位の完全な平等を保障し、婦人の社会的解放を徹底する。兩性のあいだの不平等を少しでもみとめる法律は、のこらず改正しなければならない。売春防止法を完全に実施して、いまわしい人肉売買の歴史に終止符を打ち、その更生保護については万全の対策を樹立する。

豊かな生活を築くために

1 不況を克服し、経済拡大へと前進するため

一、不況はますます深刻化し、全産業的恐慌状態に入りつつある。しかもこの不況克服は、資本主義経済政策によつては全く不可能である。それは大資本本位の資本主義経済政策がもたらしたものであり、資本主義経済体制の本質的欠陥に根ざしている。社会党は、この不況を克服する道は、基本的には社会主義経済以外にないと確信する。したがつて、社会党はすでに提案している十三ヵ年の長期にわたる経済計画の全体的な構想を実施することによつて、不況克服から積極的な経済拡大へと前進させる。

一、社会党は、アメリカ依存の片貿易を是正し、貿易の市場構造を自主的に改造することによつて、国際收支の拡大均衡を確保する。このため思惑輸入の抑制のための輸入管理を強化し、中国、ソ連など対共産圏の貿易制限は全面的に撤廃して、中国の第二次五ヵ年計画、ソ連のシベリアおよび極東開発計画や、アジア、アラブ諸国との経済協力を推進し、これらの諸国との貿易拡大を通じて海外市場の転換をはかる。

一、社会党は、雇用拡大のために全力を注ぐ。とくに百三十万人に及ぶ新規就業希望者に完全就業を保証し、積極的な雇用増加と失業防止策を講じて、低所得者の生活水準を引きあげる。このために全産業一率に最低賃金制

を実施し、家内労働法を制定する。

一、大資本本位の三十三年度予算を、国民大衆のための予算に全面的に再編成し、長期資金の計画的配分と金融制度の改革を通じて、生産増加に見合う資金増加と金融緩和をはかる。財政投融資の余裕財源は、道路、住宅建設、中小企業および農林漁業金融にまわされねばならない。国内製品滯貨については買上げ等の措置を講じ、これを輸出および財政需要にむける。

2 農林漁業、中小企業の近代化と經營の安定のため

一、社会党は、働く農民本位に、明るく豊かな農村を建設する。旧地主制度の復活や解放農地の国家補償要求はあくまで阻止し、農地改革の成果を確保して、土地を働く農民に開放する。余剰農産物を輸入して農民を犠牲にしたり、米の統制を撤廃して投機的商業資本に利益をあたえるような農業政策は排除する。肥料や農薬、農機具等の生産資材の値下げ政策を進めて農民には生産費と所得をつぐなう米価を保障し、消費者米価は引きあげない。

会党は、価格支持制度の強化拡充、中央地方の卸売市場制度の抜本的改善、仲買人やブローカーの中間搾取を排除して、豊作貧乏を解消する。また農業の近代化と協同化を促進するため、農業サービス・センターを設置する。

一、社会党は、漁民の生活を豊かにするために中小漁業に対しては、その近代化、沿岸漁民に対しても保護政策を実施する。全額国庫負担による浅海増殖の実施、水質の汚濁防止、水産技術指導体制の確立とその助成、漁港設備の早期整備等は早急にはかられねばならない。高利債務借り替えと、漁船、漁具の近代化のために長期低利の資金を供与することはもちろんであり、とくに、漁価安定制度および流通機構を整備して、大漁貧乏を追放する。

一、社会党は、大企業と中小企業との不當な不均衡を是正し、中小企業の近代化、協同化を

はかるために財政、金融上の積極的な助成を行ふ。中小企業の産業分野を確保して、大企業の不当独占を排除し、独占禁止法の改悪は絶対に阻止する。

3 社会保障の充実と生活水準の向上のための一、社会党は、社会保障の拡充を国家の義務と考える。したがつて社会党は失業、貧困、疾病、分べん、労働災害、結核、身体傷害、母子家庭、老年といった必要なあらゆる場合について、すべての人々にその生活を保障し、国民が健康にして不安のない基礎条件をととのえる。

一、とくに国民年金制度の創設は、社会党の最も強く主張しているところである。社会党は、拠出年金制度の過渡的措置として、今ちに六十才以上の老人に対して、年一万二千円、六十五才以上の老人には年二万四千円、母子世帯に対しては年三万六千円、身体障害者に対する年三万六千円の無拠出年金制度を実施する。

一、社会党は、誰でも無料で病気がなおせる社会を速やかに実現するために、三年間に国民皆保険を完了する。また、全国津々浦々に医療機関を設置して、無医村の解消をも早急に実現する。

一、国民病たる結核に対する予防、治療はもちろん後保護に至るまで一貫した政策を確立し、費用のすべてを国が負担して、三ヶ年で結核撲滅を推進する。そして、全国に配置するレントゲン車は、医学の粹を集めた機動施設として国民の健康を守るであろう。

一、一千数百万人に及ぶ生活困窮者は、国の責任において健康で文化的な最低の生活が保障されねばならない。生活保護世帯に、わずかな他の収入があるからといって、差引支給されるようなあり方は抜本的に改善する。また、母子世帯に対しては、母子福祉法を創設して、母子年金を中心とした総合的母子福祉対策を講ずる。

一、社会党は、金持本位の税制は根本的に改革し、重税にあえぐ低額所得者を中心として月収二万五千円、年収三十二万円までの免稅を断行する。大資本本位の租税特別措置法は原則として廃止し、中小企業者や勤労者のため

の減税に回すことを主張する。

一、社会党は、住宅建設を社会的義務と信ずる。このため誰でも入れる健康で家族向きの公営住宅を大量に建設する。低家賃住宅、労働者用低家賃アパート、都市における下駄バギアパート等の建設は、国の責務である。さらに住宅建設のための融資は大巾に増額し、自己の家を新築、改築したい者に対し、容易に融資の道をつける。同時に住宅建設の障害となっている土地投機を規制し、遊閑宅地を解放するなど、安い宅地を用意して、住宅難の解消に努める。

新しい社会文化の創造のために

一、社会党は、新しい科学技術を基礎として、

平和的、民主的な教育を社会的に推進し、勤

労による新社会建設の喜びを表現する社会文化を創造しつつ、子供、学生、青年、婦人が、明るい希望をもてる環境に変える。

一、新しい時代は、文化、教養を向上できる機会を、すべての人々に与えることを要求している。とくに教育の機会は、各人にその能力と好みによって一様に与えられ、かつ経済的にも保証されねばならない。社会党は、義務教育全児童生徒の教科書を無償で貸与し、父母負担を大幅に軽減する。長期欠席や未就学児童が一人でもいるような教育制度を許さない。

一、社会党は奨学資金制度を充実して、高等學校、大学へ入学した学生は、誰でも国家奨学生金が与えられるようになる。いやしくも、学業の費用をアルバイトによって得なければならぬような学生があつてはならない。

一、科学技術の偉大なる進歩は、人類に限りない希望を持たせるようになった。社会党は基礎、応用科学技術教育の振興と、試験研究機関の強化に直ちに着手する。科学技術者が、自らの研究費に事なくような状態は速やかに一掃し、待遇を大幅に改善するとともに、世界に誇る科学技術総合研究体制を確立して、外国技術提携料の支払いを解消する。

一、あらゆる経済的、社会的制度における進歩は、科学研究の自由、学問の自由、芸術的創造の自由から生れる。社会党は、民族的な近

代的文化を創造するためには、芸術家、科学者、文化人、知識人の参加した広汎な大衆運動を展開する。国民の体育を向上し、教養を高め、健全な職業を奨励するために、運動場を拡充し、国立劇場児童映画館等を建設する。同時に誰でも参加できるスポーツや誰もが樂しめる演劇、映画に対する税金は廃止する。

一、社会党は出版、放送の自由はもちろん尊重し、擁護する。しかしながら、これを政治目的に悪用したり商業目的のために手段をえらばず、愚民政策を強要するような不良出版物、テレビ、ラジオ、映画等は健全な方向へと変えられねばならない。

輝かしい未来への展望

社会党は限りない未来への展望をもつている。それは輝かしい、平和な社会主義の道である。眞に健康で豊かな生活を、資本主義制度のもとに求ることは不可能である。歴史は、二十世紀後半が社会主義の世界であることを示している。独占資本階級と、長期にわたる歴代保守政権がもたらした多くの矛盾不均衡は緊急に地ならししなければならない。社会党はこの地ならしの上にたって、社会主義への客観的、主体的条件を整備し、より安定した計画的躍動的な計画経済を推進することによってのみこの輝かしい社会が実現できると確信する。

その輝かしい社会では、労働者は新しい社会の生産力のない手として、失業の不安におびえることなく、誇りにもえて労働にいそしむであろう。

農漁民は貧困と重労働から解放され、新しい技術と機械を駆使して、文字通り新農漁村を建設できる。中小商工業者は独占資本の抑圧から解放され、国民経済の発展と勤労大衆の購買力の増大に応じてその企業の安定した繁栄を保障される。

すべての青少年は、教育の完全な機会均等を保障され、教育者、科学技術者、芸術家、知識人は帳重され、国民文化水準の向上とともに平和的国家が建設される。

社会保障と社会福祉の制度は完備し、婦人は無権利と暗黒の生活から解放される。老人は年

金制度の確立によって、人生の喜びを楽しむことができる。

すべての人々は健康にして文化的な生活が保障され、貧困からくる社会的頽廃と犯罪は一掃され、新しい社会文化と道徳が創り出される。

一一 不況の現状 対策

第一 不況の現状

一、過剰生産恐慌的様相

国内経済の不況はますます深刻となり、繊維、鉄鋼、非鉄金属、造船、紙、パルプをはじめ工業生産は低下し、貿易は縮少均衡にむかい、企業の倒産はふえ、都市にも農村にも不景気と失業の暗雲が拡がり、明らかに長期の過剰生産恐慌のような様相を示し始めている。

1 三二年度中の指標のピークと最低時と比較すれば

○工業生産

七月	三五・六	二月	三五・九	一月	三五・三
(元)一年	二〇〇				

○機械受注額

三月	九三億円	三月	三三億円		
(元)一年	二〇〇				

○卸売物価

三月	二六・六	三月	一〇・〇	三月	央	九・七
(元)年	二〇〇					

○常用雇用

七月	三三・一	三月	二九・六		
(元)年	二〇〇				

○臨時雇用

四月	二七・九	三月	二三・九		
(元)年	二〇〇				

○失業保険離職票受付件数

六月	五万二千件				
一二月	一万一干件	一月	一五万一千件		

右のように生産、物価、雇用を通じて約半年間に急速に縮少が進行している。

2 在庫の増加

三年以来の無計画な設備投資競争は急激な設備増加を招き(三一年比七六%増)三二四年一%増)先づ繊維が三一年末から過剰生産となり、綿糸、人絹糸、スフ綿、スフ糸から織物部門まで生産過剰が拡がった。三二年上期の繊維が九・七%ふえたのに、出庫の増は四・九%にのぼり、需給のアンバランスの結果、六月の製品在

度は半年前に比し四八%もふえた。

昨年大量に思惑輸入された原材料は製品在庫に変りつあるが、製品と原材料の在庫は滞貨となり卸売価格は下落しつつある。

策

輸入原材料在庫	販売業者在庫	六月	一五・八	三月	三五・一	一月	三九・一
三年	三月	三	三	三	三	一	一
輸入原材料在庫	販売業者在庫	六月	一五・八	三月	三五・一	一月	三九・一
三年	三月	三	三	三	三	一	一

○製品在庫

三年	三月	一〇・一	三年	三月	一四・三
(すべて三〇年平均一〇〇)					

3 操業短縮

昨年四月にまず、スフ綿、綿糸、七月からは紡毛織物、自働車、ニッケル、タイヤチユーブ、一月から電気銅、鉄鋼に拡大し、操短していない石炭、石油、板ガラス、機械も在庫に苦しんでいる。現在の操短率は金属チタン五五%、人絹五〇%、ニッケル地金四七%，塩化ビニール、電気銅、鉄鋼製品の一部四〇%など大幅な操短に苦しんでいる。

4 需要の減退

造船輸出成約は、三〇年二二三三万トン(五億二〇〇〇万ドル)、三一年一八六万トン(五億七千万ドル)、三二年一〇〇万トン(三億五〇〇万ドル)、三三年計画一〇〇万トン、見込五〇万トンと減少し、そのまま推移すれば主要船台七二台のうち本年末には四九船台がカラになるおそれがあり、造船受注減は一般機器メーカーに影響を及ぼして行くであろう。

設備投資動向を示す機械受注が昨年三月の九〇二億円から、十二月には三分の一に急激し、本年一月の受注総額は二八六億円と前月比四一・一減、外需(主として輸出)は五一億円で前月比六九・二%減、一般民需の受注は一六七

(6) 億円と前月比二一・四%減となり、前年一月比の約四割に過ぎない。

また国鉄貨物輸送も一月の実績は一、三〇〇万トンで計画比一〇三万トン減、一月末沿線在庫六八万トンと前年の三分の一に減って居る。

このような産業活動の低調はエネルギー産業にも及び、石炭の在庫増、石油業の過剰備船等困難な問題が起っている。

5 勤労大衆への犠牲のシワ寄せ

(1) 金融引締めといいながら、大企業に対し

ては、財政資金と日銀の貸出で、設備投資と思惑輸入の届ぬぐいをやっており、昨年五月以降日銀から三二〇億円が都市銀行を通じて貸出されているが、中小企業は犠牲のシワ寄せを受け、昨年六月平均二〇〇件であった企業整理が八月以降五〇〇件内外、十二月六八四件、本年一月には八一〇件と急激にふえ、倒産整理がひどくなつてゐる。

(2) 製造工業の賃金給与は漸次減少し昨年六月二〇二二一円から十一月には五五二六円約二五%減少し、操短のため給与減が示されている。

(3) 労働者の整理人員は九月以来毎月二万人を超えて、十二月三三二五四人、一月四一七〇三人、労働省すら本年の失業増加を三〇万人と推計して居り、失業者は戦後最高となるであろう。

(4) 常用雇用者数は昨年八月以来減少し、織維産業は昨年下期に四%以上の減少、全産業に亘つて雇用は停滞している。

臨時雇用は七月以来早いテンポで減り続け、十二月には前年同期を一二一%下廻った。既に残業の短縮、配置転換、一時帰休から人員整理へと進み、化纖のバルブ部門、ソーダ部門、硫黄部門と整理が波及している。

二、不況の性格と原因

現在の不況は、昨年の外貨危機に動因があるが、根本的には

(1) 重要産業の大企業に無計画な設備投資競争が行われ、過剰投資となつたこと。

おくれた中小企業、農林漁業の近代化投資が抑制されて産業の二重構造が激しくな

つたこと。

(3) 低米価、低賃金政策の結果、勤労者の生活水準の引上げを怠り、多数の貧困者、半失業者を放置し、国内購買力が抑制され来たこと。

(4) 対米依存貿易に片より対中、対ソ貿易を制限して來た結果、高い原料を押しつけられ、正常な輸出の伸張が阻まれたこと。さらに政府の積極拡大方針に刺戟されて思惑輸入が急にふえたこと。

(5) 最近の技術革新、合理化投資は生産力の飛躍的増大を來し、他方これに見合う有効需要をふやす措置がとられなかつたこと。等々の諸原因がつみ重なり、アメリカ依存外交と大資本偏重の、独占資本経済体制の根本的欠陥が、露呈されたものに外ならない。歴代の保守政権が資本蓄積と経済拡大の名の下に、大法人を擁護する租税特別措置、重要産業への莫大な財政資金の供給、日銀の追加信用等によって、大企業、大資本を優遇したため、膨大な利潤に肥え太つた大企業が過度の設備投資、思惑輸入に暴走したのであって、重要産業の生産設備さへ拡大すれば経済が成長発展するという保守党や独占資本の誤謬と失政が暴露されたものである。

殊に、一昨年ごろから海外経済動向が後退に向つてゐるに拘らず、「一千億減税、一千億施策」のエセ積極政策を提案し、僅か数ヶ月で引続め政策に逆転した。保守党の無知無能は前代未聞の失態であつたと云わねばならぬ。

三、世界不況との関連

アメリカも西欧も投資膨脹の時期を過ぎて本格的な景気後退に進んでいる。またアジアの後進国、中南米の原料生産国は、価格下落による外貨不足のため苦しみ、不況は共産圏を除く全世界に波及している。今次の不況は戦後二回の一時的後退と異なり、技術革新投資ブームが一巡し敵しい需給のアンバランスが生じ、戦後十一年位に現われる資本主義の構造に根ざした長期の過剰生産恐慌への様相を呈してゐる。

アメリカ政府が金融緩和措置や国防費の増加等の対策を講じても景気の下降を停止させる事は出来ず失業者は更に増大するであろう。政府当局がこの世界的動向を深く検討せず、單にア

メリカ当局者の言動をそのままに信奉し、自らの見透しを変えているのは笑うべきである。

第二 大資本救済の岸内閣の経済政策

1 昨年の所謂金融引締め政策は、実は行過ぎた大企業の設備投資や売れない商品の思惑輸入を救うためのものであったことは明白である。表には引締めと積しながら昨年五月以降三千億円以上の日銀貸出しを都市銀行を通じて巨大企業に融資し、そのシワ寄せを、公共投資、地方財政、地方産業、勤労国民に及ぼし、大産業、銀行、日銀及び政府の失敗を大衆の犠牲に於てしり拭いさせている。

2 三十三年度予算に於ても勤労国民には緊縮を強いその犠牲の上に、独占大企業には「積極予算」となっているのである。

財政融資は基礎産業の擁護に重点をとき、経済基盤強化資金資金、中小企業保険準備基金、小団地土地改良基金等の所謂棚上げ資金四三六億円もその原資は資金運用部に預託せら、その余裕金として、大企業に融資されることは必至であり、麦価は中小企業対策、農業政策の看折を掲げ原資そのものは、大資本救済に使われるという国民を偽まんする政策である。

3 政府は基本的には内需を抑えて、輸出促進をするというが、滞貨融資はこの政策と矛盾するものであり、また輸出価格を下げる滯けで輸出ののびる海外の情勢でないことは明白である。

むしろ、貿易商社の買いたたきによつて出血価格を強いられている中小企業の対策を講すべきである。また当然行うべき貿易市場の転換、中国、ソ連との通商の拡大に熱意を持たないことは、第四次日中貿易協定の遅延せる事情にはつきりと現われている。

4 ICBM、人工衛星の出現によつて、世界の情勢が大変化したにも拘らず、役に立たぬ自衛隊を増強し、非生産的防衛費の一〇九億円も増額している。

5 不況の深刻化によつて、拡張された生産設備が遊休化し、操短が進み、在度が増え

てゐるに拘らず勤労者農民には低賃銀、低米価政策をとり、賃上げを抑え、資本家の合理化を援助し、勤労国民勢力の分裂と対、階層化に狂奔している。

(春斗におけるゼロ回答と弾圧分裂政策、労農離間策や勤務評定、学校長の管理職手当等々)

政府は慢性的不況に苦しむ中小企業に対し、ただ「中小企業団体法」を与えたのみであるが、独占的大企業の横暴を抑えないと中小企業の組織化をはかつても効果はない。勤労大衆購買力を増加させることなしには、販売価格の共同行為が何の役にも立たぬことが次第に明らかになって來ている。

6 大資本救済の立場に立つ岸内閣が、今回回の恐慌の本質を悟らず、只アメリカ景気の動向に一喜一憂し、しつかりした見透しを欠き、資本主義体制の矛盾である不況を克服する対策を持ちえないことはむしろ当然であろう。生産調整を経て、在度が正常化すれば、生産は回復するというが、输出が頭打ちし、国内有効需要増加の要因を持たないとき、ふくれ上った生産設備をフルに動かし得る根拠がどこにあるであろうか。

7 しかも岸内閣も日銀も独占資本も、口をそろえて、勤労大衆の消費をふやせばたちまち輸入がふえて再び外貨危機が来ると、国民をおどかす宣伝につとめているが、年々国民消費物資の輸入依存度は低くなり、国内自給力は高まつてきている。勤労大衆の生活引上げが直ちに輸入を急増させるというのは、保守勢力の悪宣伝にすぎない。国内有効需要の増加は勤労大衆の生活引上げに土台をおくべきである。

すでに国際收支は黒字基調となつており、政府の云う国際收支改善等のためのデフレ引きしめ政策を行うべき理由はなんら見当らない情勢に発展しているのである。大企業、大工業に資金を集中して、生産設備を拡大しさへすれば、経済は成長するという構想は無残に打ち碎かれた。国民大衆を無視した大資本だけの繁榮は

あり得ず、大資本と手を握った保守政権は
眞の不況克服策を持つことも出来ないので
ある。

第三 わが党の不況克服政策

一、当面の緊急対策

既に三十三年度予算は成立したが、この予算
は一部の独占的大資本に奉仕する性格をもち、
国民大衆の要望と現実の不況局面に適合しない
ものである。即ち、過剰生産が深刻となりつ
あるときに、財政投融資のふくらましを行い、
過剰生産をむしろ促進し、大衆購買力が不足し
て操短不況が深刻化しているときに、金融引き
しめを強要している。このようにして政府の一
部も認めざるをえなくなってきたように、国際
収支は黒字基調となり、むしろ、国内の不況激
化と失業増大こそが問題の重点となっていると
きに、それとは全く正反対のデフレ政策をなお
も続いている。そして当面の不況に対しても、岸
内閣はただアメリカの不況回復のみをあてにし
て大企業への救済滞貨融資輸入担保率の引下
げ、日銀公定歩合の引下げ等の金融措置で当面
をゴマ化そうとしているが、これ等は直接には
大資本の救済、負担の軽減であり、大衆の窮乏
を救うものではない。われわれは、大衆生活の
向上、購買力の増大こそが、不況克服の基本で
あり、かつ、それは、国際収支が黒字基調とな
り、しかも消費財の輸入依存度はきわめて少い
といふことが明らかとなつた今日、何ら心配す
ることなく、国内需要拡大の積極政策をとるべき
であるといふ基本観点に立ち、さしあたり当
面の緊急の対策として次の条項の措置を必要と
考える。

1 雇用の増加政策の確立

(1) 操短による離職者の防止

賃金水準を維持向上しつつ労働時間の短
縮、交代制の活用等、行政措置その他の手
段で企業の離職者を最少限にいくとめる。

(2) 失業対策事業の拡大

失業事業は二五万人吸収（政府案）では
不足であることは明瞭である。吸収人員を
三十五万人に引上げ、特に一部は事務就労
対策事業として、調査統計等の事務に従事
せしむべきであり。さらに職業補導の措置

を充分に講ずべきである。

- (3) 大衆購買力の引上げ、公共事業投資等の
増大、輸出増加をテコとして、供給過剰状
態を解消し計画的に経済の拡大をはかり、
新規就業者の完全就業を中心とする積極的
な雇用拡大政策を行うべきである。

- 2 中小企業、農業の經營安定、近代化政策
の確立

日本經濟の二重構造是正を目標として、當
面、次の緊急措置が必要である。

- (1) 中小企業金融の増額、利子の引き下げ

昨年の中小企業金融の見返りとして買上
ののみならず、第一四半期に於て国民金融公
庫度及び中小企業金融公庫に對し少くとも二
〇〇億円の出資を増額すべきである。同時

に、商工中金の資金量増額をはかるべきで
ある。

- (2) 財政投融資を、大産業重點より、中小企
業、農業投融資増大に転換し、とくに農業

に對しては、土地改良その他の農業近代化
の費用を増額する。

- (3) 最近の農産物価下落、買たたきの傾向に
對して、酪農、米麦野菜果実等の商業農作
物に對して、それぞれ実情に適した價格支
持政策を確立して、農民所得の増加をはか
るべきである。

3 内外市場の拡大・大衆購買力の増加政策推 進

- (1) 日ソ、日中貿易協定の実施促進、制限撤
廃による全面的な拡大。既に成立した日ソ
通商條約、第四次日中貿易協定その他の鉄

鋼の民間協定の実施について政府は便宜を
与え、これを促進すべきである。また、フ
ィリピン、ビルマ、インドネシア等の賠償
についても、正常輸出に対する影響を考慮
しつつ滯貨の活用を図るべきである。

- (2) 資本家のゼロ回答を支持するような反動
的な労政の廢止、労働賃金引上げ要求の支
持

過去の好況によつて利益の蓄積された企
業及び現在好況にある企業は、極力労働賃
金の引上げを認めるべきである。

- (3) 最低賃金法の制定

使用者だけで相談して賃金を協定することを原則とする政府案ではなく、社会党案の如き眞の最賃法及び家内労働法を成立すべきである。

(4) 社会保障制度の拡充

老人、母子世帯、身体障害者に対する無拠出国民年金の実施に直ちに着手するとともに、これに併行して生活保護対象は延一八〇万人（現行一五〇万人）に増加すべきである。また医療保険における国度補助を増額して被保険者負担を軽減しつつ国民皆保険実現のため年間一千万人の新規加入を実現すべきである。

5 中小企業及び低額所得層の減税

個人事業税、小法人事業税、農地固定資産税、低額所得者の所得税、物品税等大衆負担を軽減すべきである。その財源は、年一千億円にのぼる、大資本法人の特權的な減免税措置のとりやめ等から求めるべきである。

以上当面の諸目標を達成するため、三三年度予算の全面的再編成（補正）を行い、当面次の金融措置をとる。

(1) 在庫管理

製品、原材料在庫について、適格な捕捉がなされない現状では正しい政策を行うことはできない。殊に昨年春の恩恵輸入は利益陰匿のための輸入であると云われている。この事態の放置はできない。速かに主要原料在庫入り調査の立法措置を講すべきである。

(2) 予算実行の繰上げ

例年第二四半期、第三四半期におくれる建設工事等の予算実行を促進し極力繰上げ使用すべきである。

(3) 棚上げ資金及び基金の取崩し使用

経済基盤強化資金等四三六億円の棚上げ資金は、国際收支の黒字化と他方過剰生産と失業が深刻化しつつある情勢では、殆ど意義を失っているばかりか、中小企業振興、農林漁業小団地土地改良等の美名の下にその原資は資金運用部に預託され、大企業向けの資金に転用されるに至っては、羊頭狗肉も甚しいと云わねばならぬ。

速かに棚上げ資金をやめて、失業対策事業、減税或は直接中小企業金融、土地改良資金に投資して活用すべきである。これがため三十三年度予算の補正を要求する。

(4) 長期資金の計画的配分と金融制度の改革

巨大銀行は配下に膨大な系列企業をおさめて生産販売貿易の支配に狂奔し、そのため過剰投資、二重投資は止まることを知らない有様で昨年の外貨危機を招いた主要要因をつくった。現在、ますます輸入依存度が高くなり、無計画な資本競争のために過大に陥っているのは生産設備投資である。金融政策はまず資金計画委員会による長期資金の質的規制をかねた計画的配分より始めねばならぬ。この基本方針の下に生産増加に見合う資金増加と金融緩和をはかる。

(イ) 不要不急投融资の抑制、投資材、耐久消費材中心の生産増大を中心とした財政及び民間金融機関資金の計画的配分、これによる設備投資競争の抑制

(ハ) 市中巨大銀行の新規長期貸出を抑制し、その資金を長期信用銀行、興業銀行の発行する金融債引受けに充当する。

(二) 財政投資金の早期支出、地方交付金のくり上げ支出等財政資金の支出くり上げ

二、基本的な経済再建政策
わが国経済の混乱と沈滯は、資本主義体制の根本的矛盾の現われであり、独占資本中心に資本蓄積を強行し、その生産力を拡大して輸出伸張を図る保守党政権の長期経済計画は破綻し、年率一〇・五%の輸出増大も、六・五%の経済成長率もみな絵にかいたモチに過ぎないことが明瞭となつた。

わが党は長い間の保守政権下に歪められ破壊された日本経済を再建し、発展させる重大な任務を負うのである。
そのための基本的な方策は既に昨年の「経済建設五ヶ年計画」及び本年二月党大会で決定された「長期経済計画」の中に示されているように、先づ経済の自立と発展を阻害している原因を除き、地なし政策を行い国内有効需要をふやし、需給の均衡を恢復しつつ本格的な社会主義的計画経済に進まなければならぬ。

われわれが先づ為すべきことは、「長期経済計画」の中第一期三ヶ年計画の各項目である。

1 自衛隊の縮減、再軍備費負担の排除、少くとも当面の増強を停止し、その非生産的経費を他の方面に転用することである。ソ連の核実験の自主的停止と東西会談の機運の醸成等、条件は次第に成熟しつつある。

2 海外市場の転換アジアとの結合 アメリカ依存の片貿易（三一年度北米輸出六六八百ドル、輸入一、六四五百万ドル差引約十億ドルの輸入超過）を是正し、通商の市場構造を改造し、中国、ソ連等共産圏貿易の全面的拡大、賠償、経済協力等によるアジア、アラブ諸国との提けいの強化

3 国土資源の総合調査と開発の推進 保守政権は国内の土地、地下資源等の開発を怠り、殆ど正常な調査すら行って居ないため、大企業は設備拡大の原料を安易に海外に求め、原料の海外依存度を高め、輸入激増の原因となり、国土総開発も電源開発に偏している。われわれは土地の高度利用と農林近代化のため、二月党大会決定の「国土総合利用調査要綱」に基き、土地の現況及び分類調査を進め、利用区分を設定すると共に、地下資源についても全土に亘り大規模な組織的調査を行い土地資源の再開発に着手すべきである。

4 中小企業の近代化と農林漁業の經營—安定二重構造の改善

長期の保守党政権の下で、独占大資本偏重政策の結果、一方には近代的な大企業とおくれた中小企業、農林漁業との格差は拡大され、所謂産業及び雇傭構造の傾向が拍車をかけられた。われわれは中小企業金融の拡充、経営技術指導の強化、事業税等の減税措置、共同施設及び機械工業等雇用度の高い中小企業の設備近代化等積極的な助成によって中小企業の健全な発展と協同化を行うものである。

また農業については土地利用度向上計画と相俟ち山林原野の高度利用によつて農用地の拡大を図り、また機械技術指導のサー

ビスセンターネ網を通じて生産面の協同化を進め、安い農業用資材の供給管理、生産費を補償する農産物他格支持制度、農業災害と經営の安定を確保する。漁業についても特に沿岸漁民擁護のため、水産資源の増殖、大資本の圧迫の排除、漁港の設備、漁船の確保等を行う。これ等の政策によって産業の二重構造解消の方向を強力に推進し且つ、不完全失業の解決を図るものとする。

5 労働条件の向上と低所得階層の生活の引上げ、国内需要の増大

最低賃金法、家内労働法の制定、失業対策の拡充、労働時間の短縮、臨時工、社外工の常備化、国民医療制度の推進、老人・母子・身体障害者等の国民年金の実施、住宅政策の推進等労働者の生活向上、社会保障の拡充を推進する。

6 金融、産業活動の規制と行政機構改革

以上の諸政策実施のため、当然所要の金融や産業に対するコントロールを行わなければならぬ。

これがため金融機関の制度的改革を前提とした「資金計画委員会」による金融の規制、重要産業の社会化等の措置をとる。また中央、地方を通ずる行政事務及び財源の配分、陳情政治の原因となつてゐる補助金行政の整理、地方団体の規模の合理化適正化等が必要となる。これ等は概ねわが党の既に発表した「地方自治政策」の項でこれに応ずる諸改革を進める。

三、経済再建のための国民的運動

以上がわが党の計画経済に進むための地均し政策、経済再建政策の方向であるが、現在の不況を克服し再建の段階を経て、わが国の平和的発展と、豊かな民主的な新社会を建設するには、わが党の努力だけでなく、労働者、農漁民、中小企業者、青年、婦人及び凡ての国を愛する人々の團結と協力が必要である。

われわれは党の正しい政策を以て、労働組合、農民団体、産業団体、青年、婦人団体、学者評論家各層に味びかけ、眞面目な討議と

熱心な運動によつて、当面の危機の打開に進

まなければならぬ。

三、公務員法改正の大綱

一、改正の目的

- (1) 憲法二八条にもとづき、公務員に労働法上の諸権利を保障する。すなわち、労働関係については、原則として、現行労働組合法、労働関係調整法の適用を受けるものとする。
- (2) 国家および地方公務員法は、雇用、分限、服務、懲戒等の規定にとどめ、人事院、人事委員会を廃止する。
- (3) あらたに公務員労働委員会を設け、争議の迅速かつ公正な調整をはかることとする。
- (4) 政治活動の自由を拡大する。
- (5) その他、公務員に課されている不当な制限は、緩和もしくは廃止すべきものとする。

二、改正の主な点

- I 国家および地方公務員法の改正
右の目的に沿う改正をおこなう。
- II 公務員労働関係法の立法
 - (1) 団結権、団体交渉権その他団体行動権については、労組法、労調法を適用する。ただし、国または公共団体の行政または司法の業務に従事する公務員で、争議行為をなすことができないものは別にさだめる。

- (2) 追加予算を必要とする協定が締結されたとき、政府は、その締結後十日以内に当該協定を履行するためには必要な予算を国会に提出しなければならない。
- (3) 中央と地方に公務員労働委員会を設け、労、使、公益の三者構成とする。
- (4) 労働組合の資格審査ないし証明、不当労働行為の処理等、判定的機能と、あつせん調停、仲裁等調停的機能をもつことは、一般の中労委、地労委と同じ。
- (5) 判定的機能は、公益委員の権限とする。
- (6) 労働組合の資格審査と不当労働行為の処理については、中央公労委と地方公労委とは、上級審・下級審の関係にたち、中央公労委は、地方公労委の処分に対しても再審査の権限をもつ。

四、社会党の地方税法修正案綱要

一、事業税の輕減

- イ 個人の基礎控除を二〇万円にする
(現行十二万円) 一法七二条の二十一
△五四億円
- ロ 法人 △二三億円
(1) 特別法人の標準税率を百分の六(現行百分の八)とする
一法七二条の二十二
- (2) その他の法人
所得のうち年五十万円以下の金額百分の六
所得のうち年五十万円を超える年百万円以下の金額百分の八(現行百分の十)
所得のうち年百万円を超える年二百万円以下の金額百分の十(現行百分の十二)
所得のうち年二百万円を超える金額百分の十

税率を百分の十三に引上げる。

一法七四条の二
△六一億円

- 二、遊興飲食税
イ 飲食店、喫茶店等に於ける免税点を現行一人一回の料金が三百円以下であるのを「五百円以下」に引上げる。
ロ 旅館に於ける免税点現行八百円以下あるを「一、〇〇〇円以下」に引上げる。
- 三、都道府県たばこ消費税率の引上げ
一一六億円

税率を百分の十三に引上げる。

一法七四条の二
△六一億円

- 四、農耕地の固定資産税の輕減
田、畑に対する課税標準は価格の三分の二の金額とする。
- 五、電気ガス税
イ 電気ガス税の非課税範囲を制限し、第一

- 二 一法三四九条
△一四億円

イ 電気ガス税の非課税範囲を制限し、第一

項各号に列举するものに対してもは税率百分の二の電気ガス税を課する。

ロ 市町村長の指定する街灯に使用する電気について、電気税を課さないものとする。

ハ 電気ガス税の税率を百分の七に引下げる

一法四九〇条

六、市町村たばこ消費税率の引上げ

一三九億円

税率を百分の十一から百分の十七に引上げる

一法四六五条

七、消防施設税（目的税）の創設 △一五億円

イ 道府県は市町村における消防の費用に充

資料

一、国民年金法

案（党の提案したもの）

目次

第一章総則（第一条—第十四条）

国民年金保険

第二章 通則（第十五条—第三十六条）

第一節 一般国民年金保険（第三十七条—

第四十三条）

第二節 労働者年金保険（第四十四条—第

六十二条）

第三節 特別国民年金

第一章 養老年金（第六十三条—第六十七

第二節 母子年金（第六十八条—第七十三条）

第三節 身体障害者年金（第七十四条—第

七十九条）

第四章 審査の請求（第八十条）

第五章 雜則（第八十一条—第八十八条）

第六章 罰則（第八十九条—第九十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の生活の安定と福祉の向上を図るために、国民の老令、廢疾又は死亡等について年金を支給するための国民年金の制度について定めることを目的とする。

（国民年金の制度の種別）

第二条 国民年金は、国民年金保険及び特別国民年金とする。

てる財源を交付するため消防施設税を設ける。

ロ 納税義務者は民営損害保険会社とし、その道府県内の収入火災保険料を標準とし、税率は百分の三とする。

ハ 徴収方法は申告納付の方法によるものとする。

ニ 農薬共済、火災共済等の共済事業は除外する。

ホ 道府県が市町村に配分事付する方法は市町村の人口、家屋床面積等を基準とし別に命令に定める。

（国民年金審議会への諮問）

第三条 厚生大臣は、国民年金事業の運営に関しては、その大綱につき、あらかじめ、国民年金審議会に諮問するものとする。

第四条 年金を受ける権利は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基いて、厚生大臣が裁定する。

（年金の支給期間及び支払期月）

第五条 年金の支給は、年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、年金の支給を受ける権利が消滅した日の属する月で終るものとする。

2 年金は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの間は、支給しない。

3 年金は、月割計算とし、毎月、その月分を支払うものとする。

（年金を受ける権利の受継）

第六条 年金の受給権者が死亡した場合において、その者が死亡前に年金の請求をしていなかつたときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の年金を請求することができる。

2 年金の受給権者が死亡した場合において、その者に支給すべき年金であつて、その者の

死亡前に支給していないものがあるときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の年金の支給を請求することができる。

3 前二項の場合において、同順位の相続人が

数人あるときは、その一人のした年金の請求又はその支給の請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してもした年金を受ける権利の裁定又は支給は、全員に対してしたものとみなす。

(併給の調整)

第七条 老令年金、廃疾年金、遺族年金、養老年金、母子年金及び身体障害者年金のうち二以上の年金又は二以上の遺族年金を同一人に對し同時に支給すべき場合には、次の區別によつて、その一を支給し、他の支給を停止する。

一年金の額が異なるときは、高額の年金

2 年金の額が同じであるときは、厚生大臣の定める一の年金

廃疾の程度が別表に定める二級又は三級に該当する場合の廃疾年金と遺族年金を同一人に對し同時に支給すべき場合には、前項の規定にかかるらず、これらの年金を併給する。ただし、その併給すべき額がその者の廃疾の程度が別表に定める一級に該当するものとした場合の廃疾年金の額に相当する額をこえるときは、遺族年金は、政令で定めるところにより、そのこえる額に相当する額につき、その支給を停止する。

3 前二項の規定の適用については、同一人に関する一般国民年金保険の老令年金と労働者年金保険の老令年金、同一人に係る一般国民年金保険の廃疾年金と労働者年金保険の廃疾年金及び同一人の死亡に係る一般国民年金保険の遺族年金と労働者年金保険の遺族年金とは、それぞれ、一の年金とみなす。

(年金の変更)

第八条 厚生大臣は、生計費その他の諸事情の

変化により、年金の額を百分の十以上増減す

る必要があると認めるときは、国民年金審議会の意見を聞いて、その変更に関し必要な手続をとらなければならない。

(損害賠償請求権)

第九条 政府は、年金を支給すべき事由が第三

者の行為によつて生じた場合において、年金を支給したときは、その支給した金額の限度で、受給者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、受給者が、当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で、年金の支給をしないことができる。

(受給権の保護及び公課の禁止)

第十条 年金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

2 租税その他の公課は、年金として支給を受けた金錢を標準として、課することができない。

(時効)

第十一條 年金を受ける権利は、七年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 前項の時効の中斷、停止その他の事項に関しては、民法(明治二十九年法律第八十九号)の時効に関する規定を準用する。

(期間の計算)

第十二条 この法律又はこの法律に基く命令に規定する期間の計算については、この法律に別段の規定がある場合を除くほか、民法の期間に関する規定を準用する。

(印紙税の非課税)

第十三条 国民年金に関する書類には、印紙税を課さない。

(無料証明)

第十四条 行政庁又は受給者は、その行う年金の支給又はその支給を受ける年金に關し必要な範囲内において、国、市町村長(特別区及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長)又はその代理者に対し、無料で證明を求めることができる。

第二章 国民年金保険

第一節 通則

(管掌)

第十五条 国民年金保険は、政府が、管掌する(国民年金保険の種類)

第十六条 国民年金保険は、一般国民年金保険及び労働者年金保険とする。

(被保険者期間の計算)

第十七条 被保険者期間を計算する場合には、
月によるものとする。

(保険給付の種類)

第十八条 国民年金保険の保険給付は、次のと
おりとする。

- 一 老令年金 二 廃疾年金 三 遺族年金
(端数処理)

第十九条 保険給付を受ける権利を裁定する場合において、保険給付の額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。

(老令年金の受給権者)

第二十条 老令年金は、被保険者であった者が六十才に達したとき、その者に支給する。ただし、五十五才から五十九才までの者が政令で定めるところにより月を指定して繰上請求をしたときは、その指定に係る月から支給し、六十才に達した者が政令で定めるところによりその者の六十一才から六十五才までの間にある月を指定して繰下請求をしたときは、その指定に係る月から支給する。

2 被保険者期間中通算して十五年以上政令で指定する業務に従事した被保険者であつた者に対する老令年金は、前項の規定にかかわらず、五十五才に達したとき、その者に支給する。ただし、五十五才に達した者が政令で定めるところによりその者の五十六才から六十才までの間にある月を指定して繰下請求をしたときは、その指定に係る月から支給する。

(老令年金の受給権の消滅)

第二十一条 老令年金を受ける権利は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

(廃疾年金の受給権者)

第二十二条 廃疾年金は、被保険者又は被保険者であった者が別表に定める程度の廃疾の状態にある場合に、その廃疾の程度に応じて、その者に支給する。

(廃疾年金の併給の調整)

第二十三条 廃疾年金の受給権者に対してさらには、前後の廃疾を併合した廃疾の程度による廃疾年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の廃疾を併合した廃疾の程度による廃疾年金を支給する。

2 廃疾年金の受給権者が前項の規定により前

後の廃疾を併合した廃疾の程度による廃疾年金を受ける権利を取得したときは、従前の廃疾年金を受ける権利は、消滅する。

(廃疾年金の額の改定)

第二十四条 厚生大臣は、廃疾年金の受給権者について、その廃疾の程度を診査し、その程度が従前の廃疾の等級以外の等級に該当すると認めるときは、その程度に応じて、廃疾年金の額を改正することができます。

2 廃疾年金の受給権者は、厚生大臣に対し、廃疾の程度が増進したことによる廃疾年金の額の改定を請求することができる。

3 前項の請求は、廃疾年金を受ける権利を取得した日又は第一項の規定による厚生大臣の診査を受けた日から起算して一年を経過した日後でなければすることができない。

4 第一項の規定により廃疾年金の額が改定されたときは、改定後の額による廃疾年金の支給は、改定が行われた日の属する月の翌月から始めるものとする。

(診断)

第二十五条 厚生大臣は、必要があると認めるときは、廃疾年金の受給権者に対して、その指定する医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてその者の廃疾の状態を診断させることができる。

(廃疾年金の支給の制限)

第二十六条 廃疾年金は、故意に、廃疾又は廃疾の直接の原因となつた事故を生ぜしめたときは、支給しない。

2 重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、廃疾若しくは廃疾の原因となつた事故を生ぜしめたときは、支給しない。

(廃疾年金の受給権者)

3 廃疾年金の受給権者が、故意若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、その廃疾の程度を増進させ、又はその回復を妨げたときは、第二十四条第一項の規定による改定を行わず、又はその者の廃疾の程度が現に該当する等級以下の等級に該当するものとして、同条同項の規定による改定を行うことが

できる。

第二十七条 廃疾年金は、その受給権者が次の各号の一に該当する場合には、その額の全部又は一部につき、その支給を停止することができる。

- 一 正當な理由がなくて、第二十五条の規定による命令に従わず、又は同条の規定による診断を拒んだとき。
- 二 故意若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、その廃疾の回復を妨げたとき

(廃疾年金の受給権の消滅)

第二十八条 廃疾年金を受ける権利は、第二十三条第二項の規定によつて消滅するほか、受給権者が死亡したとき、又は別表に定める程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、消滅する。

(遺族年金の受給権)

第二十九条 遺族年金は、被保険者又は被保険者であつた者が死亡した場合に、その者の遺族に支給する。

(遺族の範囲)

第三十条 遺族年金を受けるべき遺族の範囲は、被保険者又は被保険者であつた者の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情があつた者を含む。以下同じ。）子、父母、孫、祖父母及び弟妹で、被保険者又は被保険者であつた者の死亡當時主としてその収入によって生計を維持していた者とする。ただし、子、孫及び弟妹においては、二十才未満の者で婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないものに限る。

2 被保険者又は被保険者であつた者が死亡當時胎児であった子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向つて、その子は、被保険者又は被保険者であつた者の死亡当时主としてその収入によって生計を維持していた子とみなす。

(遺族の順位)

第三十一条 遺族年金を受けるべき遺族の順位は、前条第一項に規定する順序とする。

2 前項の場合において、父母について養父

母を先にして実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にして実父母の父母を後にし父母の養父母を先にして父母の実父母を後にする。

(同順位者が二人以上ある場合)

第三十二条 前条の規定により遺族年金を受けるべき遺族に同順位者が一人以上あるときは、その遺族年金は、その人数によつて等分して支給する。

(遺族年金の額の改定)

第三十三条 遺族年金を受けるべき遺族の範囲に属する子（子が、受給権者であつて、かつ、一人である場合を除く。）が、次の各号の一に該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月の翌月から、遺族年金の額を改定する。

- 一 死亡したとき。
- 二 婚姻をしたとき。

(直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組と同様の事情に有する者を含む。）となつたとき)

四 離縁によつて、死亡した被保険者又は被保険者であつた者との親族関係が終了したとき。

- 五 二十才に達したとき。
- 六 胎児である子が出生したとき。

(遺族年金の支給の制限)

第三十四条 遺族年金は、次の各号の一に該当する者には、支給しない。

- 一 被保険者又は被保険者であつた者を故意に死亡させた者

二 被保険者又は被保険者であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族年金の受給権者となるべき者を故意に死亡させた者

三 被保険者又は被保険者であつた者の死亡によつて遺族年金の受給権者となつた者故意に死亡させた者

第三十五条 遺族年金の受給権者が、一年以上所在不明である場合において、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がないときは

(故意に死亡させた者)

第三十六条 遺族年金を受けるべき遺族の順位は、前条第一項に規定する順序とする。

次順位者の申請により、所在不明中その者の受けるべき遺族年金の支給を停止することができる。

- 2 前項の規定により遺族年金の支給を停止した場合においては、その停止期間中、その遺族年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に、次順位者から申請があつたときは次順位者に支給する。

(遺族年金の受給権の消滅)

- 第三十六条 遺族年金を受ける権利は、受給権者が次の各号の一に該当するに当つたときは、消滅する。

一 第三十三条第一号から第四号までの一に該当するに至つたとき。

二 子、孫又は弟妹が二十才に達したとき。

三 他の受給権者を故意に死亡させたとき。

- 2 前項の場合において、遺族年金を受けるべき同順位者がなくて、後順位者があるときは、遺族年金は、その者に支給する。

第二節 一般国民年金保険

(被保険者)

- 第三十七条 二十才から五十四才までの者で労働者年金保険の被保険者期間は、一般国民年金保険の被保険者とする。

(被保険者期間)

- 第三十八条 一般国民年金保険の被保険者は、二十才に達した日の属する月から起算し、五十五才に達した日の属する月の前月で終るものとする。ただし、その間に、労働者年金保険の被保険者期間があるときは、その期間を除く。

(老令年金の額)

- 第三十九条 老令年金の額は、八万四千円に一般国民年金保険の被保険者期間の月数を四百二十で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 2 第二十条第一項ただし書の規定により繰上請求をした者については、政令で定めるところにより前項の八万四千円を増額するものとし、同条同項ただし書の規定により繰下請求をした者については、政令で定めるところにより前項の八万四千円を減額するものとし、(廢疾年金の額)

- 第四十条 廢疾年金の額は、次の各号に掲げる額とする。

一 廃疾の程度が別表に定める一級に該当する場合の廃疾年金にあっては、八万四千元にその者が二十才に達した日の属する月から廃疾年金を受ける権利を取得した日の属する月(その月がその者の五十五才に達した日の属する月以後であるときは、五十五才に達した日の属する月の前月)までの期間(以下「廃疾前の被保険者期間」とい

う。)のうちの一般国民年金保険の被保険者期間の月数を廃疾前の被保険者期間の月数で除して得た数を乗じて得た額。

二 廃疾の程度が別表に定める二級に該当する場合の廃疾年金にあっては、前号に規定する廃疾年金の額の百分の七十五に相当する額。

(遺族年金の額)

- 第四十一条 遺族年金の額は、四万二千円に遺族年金を受けるべき遺族の範囲に属する子(子が受給権者であるときは、受給権者である子のうち一人を除いた子。以下第四十八条において同じ。)につき一万四千四百円を加算した額に、死亡した者の一般国民年金保険の被保険者期間の月数をその者が二十才に達した日の属する月から死亡した日の属する月(その月がその者の五十五才に達した日の属する月以後であるときは、五十五才に達した日の属する月の前月)までの期間(以下「死亡前の被保険者期間」という。)の月数で除して得た数を乗じて得た額とする。

(一般国民年金保険税)

- 第四十二条 一般国民年金保険事業に要する費用に充てるため、一般国民年金保険の被保険者の属する世帯の世帯主に対し、一般国民年金保険税を課する。

- 2 一般国民年金保険税は、目的税とする。

- 3 前二項に規定するもののほか、一般国民年金保険税に関する事項は、別に法律で定める(国庫負担)

- 第四十三条 国は、一般国民年金保険の保険給付に要する費用の二分の一を負担する。

2 国は、前項に規定する費用のほか、毎年

度、予算の範囲内で、一般国民年金保険事業の事務の執行に要する費用を負担する。

第三節 労働者年金保険

(被保険者)

第四十四条 二十才から五十四才までの者で労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者（政令で定める労働者を除く。）は、労働者年金保険の被保険者とする。

(被保険者期間)

第四十五条 労働者年金保険の被保険者期間は、事業所又は事務所（以下単に「事業所」という。）に使用された日（二十才に達した日）以前に使用されたときは、二十才に達した日の属する月から起算し、事業所に使用されなくなった日の属する月の前月（その月がその者の五十五才に達した日の属する月以後であるときは、五十五才に達した日の属する月の前月）で終るものとする。

2 事業所に使用された日の属する月にその事業所に使用されなくなった者に係る労働者年金保険の被保険者期間は、一箇月として計算する。ただし、その者がその月にさらに事業所に使用されたときは、この限りでない。

3 事業所に使用されなくなった後、さらに事業所に使用された者については、前後の労働者年金保険の被保険者期間を合算する。

(老老年金の額)

第四十六条 老老年金の額は、八万四千円に労働者年金保険の被保険者期間の月数を四百二十で除して得た数を乗じて得た額に、平均標準報酬月額（労働者年金保険の被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額を平均した額をいう。以下同じ。）の百分の一に相当する額に労働者年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額を加算した額とする。

3 第二十条第二項ただし書の規定により繰下請求をした者については、政令で定めるところにより第一項の八万四千円を増額するものとする。

(廃疾年金の額)

第四十七条 廃疾年金の額は、次の各号に掲げる額とする。

- 一 廃疾の程度が別表に定める一級に該当する場合の廃疾年金にあっては、八万四千円にその者が廃疾年金を受ける権利を取得した日の属する月までの平均標準報酬月額の百分の四百二十に相当する額を加算した額に、廃疾前の被保険者期間のうちの労働者年金保険の被保険者期間の月数を廃疾前の被保険者期間の月数で除して得た数を乗じて得た額
- 二 廃疾の程度が別表に定める二級に該当する場合の廃疾年金にあっては、前号に規定する廃疾年金の額の百分の七十五に相当する額

三 廃疾の程度が別表に定める三級に該当する場合の廃疾年金にあっては、第一号に規定する廃疾年金の額の百分の五十に相当する額

(遺族年金の額)

第四十八条 遺族年金の額は、四万二千円と死亡した者の平均標準報酬月額の百分の二百十に相当する額との合算額に遺族年金を受けるべき遺族の範囲に属する子一人につき一万四千四百円を加算した額に、労働者年金保険の被保険者期間の月数を死亡前の被保険者期間の月数で除して得た数を乗じて得た額とする。

(労働者年金保険税)

第四十九条 労働者年金保険事業に要する費用に充てるため、労働者年金保険の被保険者を使用する事業所の事業主（以下単に「事業主」という。）に対し、労働者年金保険税を課する。

(被保険者の負担等)

第五十条 労働者年金保険の被保険者は、事業主が納付すべき労働者年金保険税の税額の半額以下を負担する。この場合において、事業主が被保険者に対しても通貨をもって報酬を支払うときには事業主は、報酬から控除するこ

とができる。

- 2 前項の規定により被保険者の負担すべき額は、事業主と、当該事業所に使用される労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定によつて定めるものとする。

- 3 事業主は、前二項の規定により報酬から控除したときは、その控除に関する計算書を作成し、その控除額を被保険者に通知しなけ

ればならない。

(国庫負担)

- 第五十一条 国は、労働者年金保険の保険給付に要する費用の五分の一を負担する。

- 2 国は、前項に規定する費用のほか、毎年度、予算の範囲内で労働者年金保険事業の事務の執行に要する費用を負担する。

(標準報酬)

- 第五十二条 標準報酬は、労働者年金保険の被保険者の報酬月額に基き、次の区別によつて定める。

等標準報酬級	標準報酬月額	報酬月額
三、〇〇〇円	三、五〇〇円未満	
四、〇〇〇円	三、五〇〇円以上四、五〇〇円未満	
五、〇〇〇円	四、五〇〇円以上五、五〇〇円未満	
六、〇〇〇円	五、五〇〇円以上六、五〇〇円未満	
七、〇〇〇円	六、五〇〇円以上七、五〇〇円未満	
八、〇〇〇円	七、五〇〇円以上八、五〇〇円未満	
九、〇〇〇円	八、五〇〇円以上九、五〇〇円未満	
一〇、〇〇〇円	九、五〇〇円以上一〇、〇〇〇円未満	
一一、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円以上一一、〇〇〇円未満	
一二、〇〇〇円	一一、〇〇〇円以上一二、〇〇〇円未満	
一三、〇〇〇円	一二、〇〇〇円以上一三、〇〇〇円未満	
一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円以上一四、〇〇〇円未満	
一五、〇〇〇円	一四、〇〇〇円以上一五、〇〇〇円未満	
一六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円以上一六、〇〇〇円未満	
一七、〇〇〇円	一六、〇〇〇円以上一七、〇〇〇円未満	
一八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円以上一八、〇〇〇円未満	
一九、〇〇〇円	一八、〇〇〇円以上一九、〇〇〇円未満	
二〇、〇〇〇円	一九、〇〇〇円以上二〇、〇〇〇円未満	
二一、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円以上二一、〇〇〇円未満	
二二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円以上二二、〇〇〇円未満	
二三、〇〇〇円	二二、〇〇〇円以上二三、〇〇〇円未満	
二四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円以上二四、〇〇〇円未満	
二五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円以上二五、〇〇〇円未満	
二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円以上二六、〇〇〇円未満	
二七、〇〇〇円	二六、〇〇〇円以上二七、〇〇〇円未満	
二八、〇〇〇円	二七、〇〇〇円以上二八、〇〇〇円未満	
二九、〇〇〇円	二八、〇〇〇円以上二九、〇〇〇円未満	
三〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上三〇、〇〇〇円未満	
三一、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円以上三一、〇〇〇円未満	
三二、〇〇〇円	三一、〇〇〇円以上三二、〇〇〇円未満	
三三、〇〇〇円	三二、〇〇〇円以上三三、〇〇〇円未満	
三四、〇〇〇円	三三、〇〇〇円以上三四、〇〇〇円未満	
三五、〇〇〇円	三四、〇〇〇円以上三五、〇〇〇円未満	
三六、〇〇〇円	三五、〇〇〇円以上三六、〇〇〇円未満	
三七、〇〇〇円	三六、〇〇〇円以上三七、〇〇〇円未満	
三八、〇〇〇円	三七、〇〇〇円以上三八、〇〇〇円未満	
三九、〇〇〇円	三八、〇〇〇円以上三九、〇〇〇円未満	
四〇、〇〇〇円	三九、〇〇〇円以上四〇、〇〇〇円未満	
四一、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円以上四一、〇〇〇円未満	
四二、〇〇〇円	四一、〇〇〇円以上四二、〇〇〇円未満	
四三、〇〇〇円	四二、〇〇〇円以上四三、〇〇〇円未満	
四四、〇〇〇円	四三、〇〇〇円以上四五、〇〇〇円未満	
四五、〇〇〇円	四五、〇〇〇円以上五六、〇〇〇円未満	
四五、〇〇〇円	四五、〇〇〇円以上五六、〇〇〇円未満	
五六、〇〇〇円	五六、〇〇〇円以上五六、〇〇〇円未満	
六〇、〇〇〇円	五六、〇〇〇円以上五六、〇〇〇円未満	
六一、〇〇〇円	五六、〇〇〇円以上五六、〇〇〇円未満	
六二、〇〇〇円	五六、〇〇〇円以上五六、〇〇〇円未満	
六三、〇〇〇円	五六、〇〇〇円以上五六、〇〇〇円未満	
六四、〇〇〇円	五六、〇〇〇円以上五六、〇〇〇円未満	
六五、〇〇〇円	五六、〇〇〇円以上五六、〇〇〇円未満	
六六、〇〇〇円	五六、〇〇〇円以上五六、〇〇〇円未満	
六七、〇〇〇円	五六、〇〇〇円以上五六、〇〇〇円未満	
六八、〇〇〇円	五六、〇〇〇円以上五六、〇〇〇円未満	
六九、〇〇〇円	五六、〇〇〇円以上五六、〇〇〇円未満	
七〇、〇〇〇円	五六、〇〇〇円以上五六、〇〇〇円未満	
七一、〇〇〇円	五六、〇〇〇円以上五六、〇〇〇円未満	
七二、〇〇〇円	五六、〇〇〇円以上五六、〇〇〇円未満	
七三、〇〇〇円	五六、〇〇〇円以上五六、〇〇〇円未満	
七四、〇〇〇円	五六、〇〇〇円以上五六、〇〇〇円未満	
七五、〇〇〇円	五六、〇〇〇円以上五六、〇〇〇円未満	
七六、〇〇〇円	五六、〇〇〇円以上五六、〇〇〇円未満	
七七、〇〇〇円	五六、〇〇〇円以上五六、〇〇〇円未満	
七八、〇〇〇円	五六、〇〇〇円以上五六、〇〇〇円未満	
七九、〇〇〇円	五六、〇〇〇円以上五六、〇〇〇円未満	
八〇、〇〇〇円	五六、〇〇〇円以上五六、〇〇〇円未満	
八一、〇〇〇円	五六、〇〇〇円以上五六、〇〇〇円未満	
八二、〇〇〇円	五六、〇〇〇円以上五六、〇〇〇円未満	
八三、〇〇〇円	五六、〇〇〇円以上五六、〇〇〇円未満	
八四、〇〇〇円	五六、〇〇〇円以上五六、〇〇〇円未満	
八五、〇〇〇円	五六、〇〇〇円以上五六、〇〇〇円未満	
八六、〇〇〇円	五六、〇〇〇円以上五六、〇〇〇円未満	
八七、〇〇〇円	五六、〇〇〇円以上五六、〇〇〇円未満	
八八、〇〇〇円	五六、〇〇〇円以上五六、〇〇〇円未満	
八九、〇〇〇円	五六、〇〇〇円以上五六、〇〇〇円未満	
九〇、〇〇〇円	五六、〇〇〇円以上五六、〇〇〇円未満	
九一、〇〇〇円	五六、〇〇〇円以上五六、〇〇〇円未満	
九二、〇〇〇円	五六、〇〇〇円以上五六、〇〇〇円未満	
九三、〇〇〇円	五六、〇〇〇円以上五六、〇〇〇円未満	
九四、〇〇〇円	五六、〇〇〇円以上五六、〇〇〇円未満	
九五、〇〇〇円	五六、〇〇〇円以上五六、〇〇〇円未満	
九六、〇〇〇円	五六、〇〇〇円以上五六、〇〇〇円未満	
九七、〇〇〇円	五六、〇〇〇円以上五六、〇〇〇円未満	
九八、〇〇〇円	五六、〇〇〇円以上五六、〇〇〇円未満	
九九、〇〇〇円	五六、〇〇〇円以上五六、〇〇〇円未満	
一〇〇、〇〇〇円	五六、〇〇〇円以上五六、〇〇〇円未満	

(定時決定)

第五十三条 行政庁は、労働者年金保険の被保険者が毎年八月一日現に使用される事業所において同日前三箇月間（その事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が二十日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を決定する。

- 2 前項の規定により決定された標準報酬は、

その年の十月から翌年の九月までの各月の標準報酬とする。

3 第一項の規定は、七月一日から八月一日までの間に労働者年金保険の被保険者となつた者及び第五十五条の規定により八月から十月までのいずれかの月から標準報酬を改定され、又は改定されるべき労働者年金保険の被保険者については、その年に限り適用しない。

(被保険者となつた際の決定)

第五十四条 行政庁は、労働者年金保険の被保険者となつた者があるときは、次の各号に規定する額を報酬月額として、標準報期を決定する。

二 日、時間、出来高又は請負によつて報酬が定められる場合には、労働者年金保険の被保険者となつた日の現在の報酬の額をその期間の総日数で除して得た額の三十倍に相当する額

一 月、週その他一定期間によつて報酬が定められる場合には、労働者年金保険の被保険者となつた日の現在の報酬の額をその期間の総日数で除して得た額の三十分の一に相当する額

三 前二号の規定により算定することが困難であるものについては、労働者年金保険の被保険者となつた日の属する月前一箇月間の額

四 前各号の二以上に該当する報酬を受ける場合には、それぞれについて、前各号の規定により算定した額の合算額

2 前項の規定により決定された標準報酬は、労働者年金保険の被保険者となつた日の属する月からその年の九月（七月一日から十二月三十一日までの間に労働者年金保険の被保険者が現に使用される事業所において継続した三箇月間（各月とも、報酬支払の基礎となる月の標準報酬とする。

(標準報酬の改定)

第五十五条 行政庁は、労働者年金保険の被保険者が現に使用される事業所において継続した三箇月間（各月とも、報酬支払の基礎とな

った日数が、二十日以上でなければならぬ。）に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬の基礎となつた報酬額にくらべて、著しく高低を生じた場合において、必要があると認めるときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から、標準報酬を改定することができる。

2 前項の規定により改定された標準報酬は、その年の九月（八月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の九月）までの各月の標準報酬とする。

(報酬月額の算定の特例)

第五十六条 労働者年金保険の被保険者の報酬月額が、第五十三条第一項若しくは第五十四条第一項の規定により算定することが困難であるとき、又は第五十三条第一項、第五十四条第一項若しくは前条第一項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、これら

の規定にかかわらず、行政庁が算定する額を当該被保険者の報酬月額とする。

2 同時に二以上の事業所で報酬を受ける労働者年金保険の被保険者について報酬月額を算定する場合においては、各事業所について、第五十三条第一項、第五十四条第一項若しくは前条第一項又は前項の規定により算定した額の合算額をその者の報酬月額とする。

(現物給与の価額)

第五十七条 報酬の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合においては、その価額は、その地方の時価によつて、行政庁が定める。

(届出)

第五十八条 事業主は、厚生省令で定めることにより、労働者年金保険の被保険者の氏名、被保険者となつた年月日及び被保険者でなくなった年月日、報酬月額その他厚生省令で定める事項を行政庁に届け出なければならない。

2 労働者年金保険の被保険者は、厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定める事項を行政庁に届け出、又は事業主に申し出なければならない。

(事業主の事務)

第五十九条 労働者年金保険の施行に必要な事務は、厚生省令で定めるところにより、その一部を事業主に行わせることができる。
(立入検査等)

第六十条 行政庁は、労働者年金保険の被保険者に係る被保険者期間の計算、標準報酬又は保険給付に関する決定に關し、必要があると認めるときは、事業主に対して、文書その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をして事業所に立ち入って関係者に質問し、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により質問及び検査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(報酬)

第六十一条 この節に規定する報酬には、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他のいかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けけるすべてのものを含み、臨時に受けるもの及び三箇月をこえる期間ごとに受けけるものは含まれないものとする。
(日雇労働者に関する政令による特例)

第六十二条 労働者年金保険の被保険者である日雇労働者に対するこの節の規定の適用については、政令で別段の定をすることができる。

第三章 特別国民年金

第一節 養老年金

(養老年金の受給権者)

第六十三条 養老年金は、次の各号に掲げる者に支給する。
一 この法律の施行の際六十才以上である者
二 この法律の施行の際五十五才から五十九才までの者で六才に達したもの
(養老年金の額)

第六十四条 前条第一号に規定する者うち六十才から六十四才までの者及び同条第二号に規定する者のうち六十四才までの者に支給する養老年金の額は、その者の属する世帯の世帯所得年額(世帯の世帯主及び世帯員の前年所得年額)

の所得の合計額の年額をいう。以下同じ。)が十八万円に満たない場合は一万二千円とし、その者の属する世帯の世帯所得年額が十八万円をこえる場合において、六千円とその者の属する世帯の世帯所得年額との合算額が十九万二千円に満たないときは、六千円に当該満たない額を加算した額とする。
2 前条第一号に規定する者うち六十五才以上の方及び前項に規定する者で六十五才に達したものに支給する養老年金の額は、その者の属する世帯の世帯所得年額が十八万円に満たない場合においては二万四千円とし、その者の属する世帯の世帯所得年額が十八万円をこえる場合においては一万二千円とし、その者の属する世帯の世帯所得年額との合算額が二十万四千円に満たないときは、一万二千円に当該満たない額を加算した額とする。
(養老年金の支給の停止)
第六十五条 養老年金の受給権者の前年の所得の年額が七万一千円をこえる場合又はその者の属する世帯の世帯所得年額が三十六万円をこえる場合には、養老年金の額の全部につき、その支給を停止する。
2 受給権者に支給すべき養老年金の額とその者の前年の所得の年額との合算額が七万二千元をこえる場合には、そのこえる額に相当する額につき、養老年金の支給を停止する。
3 受給権者に支給すべき養老年金の額とその者の属する世帯の世帯所得年額との合算額が三十六万円をこえる場合には、そのこえる額に相当する額につき、養老年金の支給を停止する。
(養老年金の受給権の消滅)
第六十六条 第二十二条の規定は、養老年金を受ける権利について準用する。
(政令への委任)
第六十七条 この節に定めるもののほか、養老年金の支給に係る所得の計算及び決定その他の

養老年金の支給に必要な事項は、政令で定める。

第二節 母子年金

(母子年金の受給権者)

第六十八条 母子年金は、女子であつて配偶者のない者又はこれに準ずる女子であつて配偶者で定める者が現に児童（二十才に満たない者をいう。以下同じ。）を扶養している場合に、その扶養している者に支給する。

(母子年金の額)

第六十九条 母子年金の受給権者の属する世帯の世帯所得年額が十二万円に満たない場合において、その者に支給する母子年金の額は、三万六千円とする。ただし、その者が現に扶養している児童が一人以上あるときは、これらの児童のうち一人を除いた者一人につき七千二百円を加算した額とする。

2 母子年金の受給権者の属する世帯所得年額が十二万円をこえる場合において、その者に年額する母子年金の額は、一万八千円とする。ただし、その者が現に扶養している児童が二人以上あるときは、これらの児童のうち一人を除いた者一人につき三千六百円を加算した額とする。

3 前項の規定による母子年金の額に相当する額と当該母子年金の受給権者の属する世帯の世帯所得支給との合算額が、十五万六千円と七千二百円にその者が現に扶養している児童のうち一人を除いた者の数を乗じて得た額との合算額に満たない場合には、その者に支給する母子年金の額は、同項の規定にかかるらず、同項の規定による母子年金の額に相当する額に当該満たない額に相当する額を加算した額とする。

(母子年金の額の改定)

第七十条 母子年金の受給権者が現に扶養している児童の数に変更を生じたときは、その変更を生じた日の属する月の翌月から、母子年金の額を改定する。

(母子年金の支給の停止)

第七十一条 母子年金の受給権者の属する世帯の世帯所得年金が十八万円をこえる場合は、母子年金の額の全部につき、その支給を停止する。

2 受給権者に支給すべき母子年金の額とその

者の属する世帯の世帯所得年額との合算額が十八万円をこえる場合には、そのこえる額に相当する額につき、母子年金の支給を停止する。

(母子年金の受給権の消滅)

第七十二条 母子年金を受ける権利は、受給権者が次の各号の一に該当するに至ったときは、消滅する。

一 死亡したとき。

二 第六十八条の規定に該当しなくなつたとき。

(政令への委任)

第七十三条 この節に定めるもののほか、母子年金の支給に係る所得の計算及び決定その他母子年金の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

第三節 身体障害者年金

(身体障害者年金の受給権者)

第七十四条 身体障害者年金は、次の各号に掲げる者が別表に定める程度の廃疾の状態にある場合に、その廃疾の程度に応じて、その者に支給する。

一 十五才から十九才までの者

二 この法律の施行の際五十五才以上である者

(身体障害者年金の額)

第七十五条 身体障害者年金の受給権者の属する世帯の世帯所得年額が十二万円に満たない場合において、その者に支給する身体障害者年金の額は、次の各号に掲げる者の二十才未満の子一人につき七千二百円を加算した額とする。ただし、当該加算は、父母がともに身体障害者年金の受給権者であるときは、母にはしないものとする。

一 廢疾の程度が別表に定める一級に該当する場合には、三万六千円

二 廉疾の程度が別表に定める二級に該当する場合には、二万四千円

三 廉疾の程度が別表に定める三級に該当する場合には、四万八千円

世帯所得年額が十二万円をこえる場合においては、母子年金の額の全部につき、その支給を停止する。

て、その者に支給する身体障害者年金の額は、前項の規定による身体障害者年金の額に相当する額の二分の一とする。

3 前項の規定による身体障害者年金の額に相当する額と当該身体障害者年金の受給権者の属する世帯の世帯所得年額との合算額が、その者の廃疾の程度が別表に定める一級に該当する場合には十六万八千円と、その者の廃疾の程度が別表に定める二級に該当する場合には十五万六千円と、その者の廃疾の程度が別表に定める三級に該当する場合には十四万四千円と、それぞれ、七千二百円にその額と同一世帯に属するその者の二十才未満の子の数を乗じて得た額との合算額に満たないときは、その者に支給する身体障害者年金の額は同項の規定にかかわらず、同項の規定による身体障害者年金の額に相当する額に当該満たない者に相当する額を加算した額とする。
(身体障害者年金の支給の停止)

第七十六条 身体障害者年金の受給権者の属する世帯所得年金が十八万円をこえる場合

2 受給権者に支給すべき身体障害者年金の額とその者に相当する世帯の世帯所得年額との合算額が十八万円をこえる場合には、その額に相当する額につき、身体障害者年金の支給を停止する。

(身体障害者年金の受給権の消滅)

第七十七条 身体障害者年金を受ける権利は、第七十八条において準用する第二十三条第一項の規定によつて消滅するほか、受給権者が次の各号の一に該当するに至ったときは、消滅する。
一 死亡したとき。
二 第七十四条の規定に該当しなくなつたとき。

(政令への委任)
第七十八条 第二十三条から第二十七条まで及び第七十条の規定は、身体障害者年金の支給について準用する。

第七十九条 この節に定めるもののほか、身体障害者年金の支給に係る所得の計算及び決定

その他身体障害者年金の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 審査の請求

第八十条 標準報酬若しくは保険給付又は特別国民年金の支給に關する処分に不服がある者は、国民年金審査官に審査を請求し、その決定に不服がある者は、国民年金審査会に再審査を請求することができる。

2 審査を請求した日から六十日以内に決定がないときは、請求者は、国民年金審査官が審査の請求を棄却したものとみなして、国民年金審査会に再審査を請求することができる。
3 第一編の審査及び前二項の再審査の請求は、時効の中斷に關しては、裁判上の請求とみなす。

4 標準報酬に關する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基く保険給付に關する処分についての不服の理由とすることができない。

第五章 雜則

第八十一条 行政庁は、被保険者又は受給権者に關する原簿を備え、これに被保険者又は受給権者の氏名、被保険者となつた年月日及び被保険者でなくなつた年月日、標準報酬その他厚生省令で定める事項を記録しなければならない。

(書類等の提出)

第八十二条 厚生大臣は、必要があると認めるときは、受給権者に對して、年金の支給に關して必要な書類その他の物件を提出すべきことを命ずることができる。

(年金の支給の停止)

第八十三条 受給権者が、正当な理由がなくて前項の規定による命令に従わなかつたときは、年金の額の全部又は一部につき、その支給を停止することができる。

(届出)

第八十四条 受給権者は、厚生省令で定めるところにより、行政庁に對し、厚生省令で定める事項を届け出、かつ、厚生省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。
2 受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による

死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(年金の支払の差止)

第八十五条 受給者が、正当な理由がなくて、前条第一項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、年金の支払を一時差し止めることができる。

(生活保護法との関係)

第八十六条 この法律の規定により特別国民年金を受ける権利及び支給を受けた特別国民年金は、生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四条第一項の規定の適用についてはその者の利用し得る資産に、支給を受けた特別国民年金は、同法第八条第一項の規定の適用についてはその者の金銭に含まれないものとする。

(権限の委任)

第八十七条 この法律に規定する厚生大臣の権限の一部は、政令で定めるところにより、行政庁に委任することができる。

(実施規定)

第八十八条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第六章 罰則

第八十九条 事業主が、正当な理由がなくて次の各号の一に該当するときは、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第五十八条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
二 第六十条第一項の規定に違反して、文書

別表

級	一	程 度 の 疾 廃 番 号	状 態 の 疾 廃
八	七	六	両眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの
		五	両上肢の用を全く廃したもの
		四	両下肢の用を全く廃したもの
		三	両上肢を腕関節以上で失つたもの
		二	両下肢を足関節以上で失つたもの
		一	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を残すもの

傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、か

その他の物件を提出せず、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第九十条 事業主以外の者が、第六十条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第九十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科す。

第九十二条 次の各号に掲げる場合には、一万円以下の過料に処する。

一 第五十八条第二項の規定に違反して、被

保険者が届出をせず、又は虚偽の届出をし、又は申出をせず、若しくは虚偽の申出をしたとき。

二 第八十一条第二項の規定に違反して、戸籍法の規定による死亡の届出義務者が届出をしないとき。

附 則

1 この法律の施行期日は、別に法律で定める。

2 この法律の施行に關して必要な事項及び他の法律で定める年金等の支給とこの法律で定める年金の支給との調整に關する事項は、別に法律で定める。

かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生大臣が定めるもの

二
二眼の視力が〇・〇四以下に減じたもの、他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの

二
二眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの、耳殻に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度に減じたもの

咀嚼又は言語の機能を廃したもの
脊柱の機能に高度の障害を残すもの

上肢を腕関節以上で失つたもの
下肢を足関節以上で失つたもの

上肢の用を全く廃したもの
下肢の用を全く廃したもの

上肢のすべての指の用を廃したもの
下肢をリストラン関節以上で失つたもの

下肢のすべての足ゆびを失つたもの
前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

精神に、労働することを不能ならしめる程度の障害を残すもの
傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生大臣が定めるもの

三
両眼の視力が〇・一以下に減じたもの
両耳の聴力が、四〇センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの

咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの
脊柱の機能に著しい障害を残すもの

上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの

長管状骨に仮関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
上肢のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ一上肢の三指以上を失つたもの

おや指及びひとさし指をあわせ一上肢の四指の用を廃したもの
下肢をリストラン関節以上で失つたもの

下肢のすべての足ゆびの用を廃したもの

前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
傷病がなおらないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生大臣が定めるもの

三
指の用を廃したものは、指の末節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節（おや指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

四
足ゆびを失つたものは、その全部を失つたものをいう。

五
足ゆびの用を廃したものは、第一趾は末

備考

一 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

二 指を失つたものとは、おや指は指関節、その他他の指は第一指関節以上を失つたものをいふ。

節の半分以上、その他のゆびは末関節以上を失つたもの又は蹠趾関節若しくは第一趾関節（第一趾にあつては足蹠関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

国民の生活の安定と福祉の向上を図るため、国民の老令、廢疾又は死亡等について年金を支給するための国民年金の制度について定める必

要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年計算にしてその第一年度約一千百三十七億五千九百万円、爾後遞増する見込である。

一一 母子福祉法案 — 党の提案したもの —

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 母福子社審議会（第三条—第五条）
- 第三章 母子相談所、母子相談員及び母子福祉協力員（第六条—第八条）
- 第四章 母子団体及び母子団体連合会（第九条—第十五条）
- 第五章 母子福祉資金（第十六条—第三十一条）
- 第六章 母子住宅（第三十二条—第三十五条）
- 第七章 助成措置（第三十六条—第四十五条）
- 第八章 雜則（第四十六条—第四十七条）
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者に対し、その社会生活上あるする不利な条件を補充してその経済的自立の助成と生意欲の助長を図るために必要な措置を講ずるとともに、あわせて父母のない児童に対しその独立自活の促進を図る措置を講ずることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「配偶者のない女子」とは配偶者（婚姻の届出をせず事実上婚姻関係と同様の事情にある者）を含む。以下同じ）と死別した女子であつて、現に婚（婚姻の届出をせず事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていない者及びこれに準ずる次の各号に掲げる女子をいう。

一 離婚した女子であつて現に婚姻をしていない者

二 配偶者の生死が明らかでない女子

- 三 配偶者から遺棄されている女子
 - 四 配偶者が海外にあるためその扶助を受けられることができない女子
 - 五 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている女子
 - 六 前各号に掲げる者に準ずる女子であつて政令で定める者
- 2 この法律において「児童」とは、二十才に満たない者をいう。
- 3 この法律において「父母のない児童」とは父（母養父母のある者については、実父母及び養父母をいう。以下同じ。）と死別した児童及びこれに準ずる次の各号に掲げる児童をいう。
- 一 父母の生死が明らかでない児童
- 二 父母から遺棄されている児童
- 三 父母が海外にあるためその扶養を受けることができる児童
- 四 父母が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているためその扶養を受けることができない児童
- 五 前各号に掲げる者に準ずる児童であつて政令で定める者

- 4 この法律において「扶養」とは、直系血族である児童、兄弟姉妹である児童、民法（明治三十一年法律第九号）第八百七十七条第二項の規定による扶養の義務を負わされている三親等内の親族である児童又は被後見人である児童に対する扶養をいう。

第二章 母子福祉審議会

(母子福祉審議会の設置及び権限)

- 第三条 母子福祉に関する事務を調査審議するため、中央母子福祉審議会及び都道府県母子福祉審議会（以下「母子福祉審議会」と総称

する。)を置く。

- 2 都道府県母子福祉審議会は、都道府県ごとに置く。

- 3 中央母子福祉審議会は厚生大臣の、都道府

県母子福祉審議会は都道府県知事の管理に属し、それぞれその諮問に答え、又は関係行政機関に意見を述べることができる。

- 4 中央母子福祉審議会は、母子福祉を図るため、芸能、出版物等を推薦し、又はこれらを製作、興行若しくは販売する者等に対しても必要な勧告をすることができる。

- 5 母子福祉審議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、所属職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる。

- 6 母子福祉審議会は、必要に応じ、相互に資料を提供する等常に緊密な連絡をとらなければならない。

- (母子福祉審議会の組織)

- 第四条 中央母子福祉審議会は委員三十人以内で、都道府県母子福祉審議会は委員二十人以内で組織する。

- 2 母子福祉審議会において、特別の事務を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 3 母子福祉審議会の委員及び臨時委員は、関係行政機関の職員、母子福祉に関して学識経験ある者及び母子団体又は母子団体連合会を代表する者から、中央母子福祉審議会

- については厚生大臣が、都道府県母子福祉審議会については都道府県知事が任命する。

- 4 母子福祉審議会に、委員の互選による委員長を置く。
- (政令への委任)

- 第五条 前二条に定めるもののほか、委員の任期、職務、旅費その他母子福祉審議会の運営に関し必要な事項は、政令で定める。

- 第三章 母子相談所、母子相談員及び母子福祉協力

(母子相談所)

- 第六条 都道府県、市及び社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」といいう。)を設置する(町村が地方自治法(昭和

- 二十二年法律第六十七号)の規定により一部

事務組合を設けて福祉事務所を設置する場合においては、当該一部事務組合。以下同じ)においては、当該一部事務組合。以下同じ)は、福祉事務所に母子相談所を附置しなければならない。

- 2 母子相談所は、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者及び父子のない児童に対し、その経済的自立、健全な生活の保持その他母子福祉に関する相談及び指導に当ることとする。

(母子相談員)

- 第七条 母子相談所に母子相談員を置く。

- 2 母子相談員は、母子相談所の長の指揮監督を受けて、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者及び父母のない児童の生活の相談及び指導を行う。

- 3 母子相談員は、人格が高潔で、社会の実情に通じ、母子福祉の増進に熱意を持っている者の中から、都道府県知事、市長又は福祉事務所を設置する町村の長が任命する。

(母子福祉協力員)

- 第八条 市町村に母子福祉協力員を置く。

- 2 母子福祉協力員は、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者及び父母のない児童に対し、身上相談に応じ、その自立に必要な指導等を行うとともに、母子相談員の行う職務に協力して、これらの者の福祉の増進に努める。

- 3 母子福祉協力員は、社会的信望があり、かつ、前項に規定する母子福祉協力員の職務を行うのに必要な熟意を持っている者のうちから、市町村長が委嘱する。

- 4 母子福祉協力員は、名譽職とし、その任期は、三年とする。

- 5 母子福祉協力員は、その職務を行うのに必要な費用の弁償を受ける。

- 6 前五項に定めるもののほか、母子福祉協力員について必要な事項は、政令で定める。

(母子団体及び母子団体連合会)

- 第四章 母子団体及び母子団体連合会

- 第九条 この法律において「母子団体」とは、母子者のない女子で現に児童を扶養している者がその相互の福祉増進を図ることを目的として組織する団体で、次の各号の要件を備えるものをいう。

一 定款において、名称及び主たる事務所の所在地並びに構成員、事業、役員、会計及び資産がある場合におけるその資産に関する事項を定めていること。

二 構成員の指導及び連絡、構成員のための授産施設の経営その他構成員の経済的自立の助成又は生活意欲の助長に必要な事業の全部又は一部を行っていること。

2 母子団体は、定款の定めるところにより、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者をその構成員として含むことができる。

3 この法律において「母子団体連合会」とは、二以上の母子団体が主体となって、その相互の連絡及び調整の事業を行うため組織する団体で、定款において、第一項第一号に規定する事項を定めているものをいう。

(母子団体の経営する授産施設の生産物の買入)

第十一条 母子団体は、その経営する授産施設において生産した物品で政令で定めるものについて、国又は地方公共団体の機関に対し、その買入を求めることができる。

2 国又は地方公共団体の機関は、前項の規定により買入を求められた場合において、適当と認められる価格により、かつ、自らの指定する期限内に買入れることができるときは、

自らの用に供する範囲内において、その求めじなければならない。ただし、前項の母子団体からその必要とする数量を買入れることができないときは、この限りでない。

(母子団体及び母子団体連合会に対する援助)

第十二条 国又は地方公共団体は、必要と認めるときは、母子団体又は母子団体連合会に対し、補助金を支出し、又は現金及び有価証券以外の財産を、通常の条件よりも有利な条件で、譲渡し、若しくは貸し付けることができない。ただし、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三条)、物品管理法(昭和三十一年法律第八百三十九号)及び地方財政法(昭和二十三年法律第八百九号)第八条第一項(財産の管理及び処分)の規定の適用を妨げない。

(課税上の特例)

第十三条 母子団体の行う収益事業から生じた

所得について法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の規定を適用するにあたっては、母子団体を同法第九条第六項に掲げる法人とみなして、同項(分配金の損金算入)、第九条の三(加入金の益金不算入)又は第十七条(税率)の規定を適用する。

第十四条 母子団体及び母子団体連合会に対しては、道府県民税、市町村民税、都民税及び特別区民税を課すことができない。

2 母子団体の行う収益事業に対して事業税を課する場合には、その標準税率は、所得の百分之六とする。

3 母子団体又は母子団体連合会がもつぱら第九条第一項第二号又は同条第三項に規定する事業の用に供するため不動産を取得した場合においては、当該不動産の取得に対しても、不動産取得税を課すことができない。

4 母子団体又は母子団体連合会がもつぱら第九条第一項第二号又は同条第三項に規定する事業の用に供する固定資産に対しては、固定資産税を課すことができない。ただし、当該固定資産が有料で借り受けたものである場合においては、その所有者に課すことができない。

5 母子団体又は母子団体連合会がもつぱら第九条第一項第二号又は同条第三項に規定する事業の用に供する土地又は家屋で前項の規定により固定資産税を課すことができないものに対しては、都市計画税を課すことができない。

第十五条 母子団体又は母子団体連合会がもつぱら第九条第一項第二号又は同条第三項に規定する事業の用に供する土地又は建物の権利の取得又は所有権の保存の登記については、登録簿を課さない。

第五章 母子福祉資金

(母子福祉資金の種類)

第十六条 都道府県がこの法律の規定により貸し付ける資金(以下「貸付金」という。)の種類は、次のとおりとする。

一 生業資金配偶者のない女子で現に児童をするのに必要な資金

扶養している者又は母子団体が事業を開始するのに必要な資金

二 事業継続資金 配偶者のない女子で現に

児童を扶養している者又は母子団体が事業を繼續するのに必要な資金

三 支度資金 配偶者のない女子で現に児童を扶養している者若しくはその者が扶養している児童又は父母のない児童の就職に際し必要な資金

四 技能習得資金 配偶者のない女子で現に児童を扶養している者が事業を開始し、又は就職するために必要な知識、技能を習得するのに必要な資金

五 生活資金 配偶者のない女子で現に児童を扶養している者が技能修得資金の貸付を受けて前号に規定する知識、技能を習得している期間中の生活を維持するのに必要な資金

六 住宅補修資金 配偶者のない女子で現に児童を扶養している者が住宅を補修するのに必要な資金

七 修学資金 配偶者のない女子が現に扶養している児童又は父母のない児童が学校教

生業資金	事業継続資金	文度資金	技能修得資金	生活資金	住宅補修資金	修学資金	医療資金
配偶者のない女子で現に児童を扶養している者	母子団体	配偶者のない女子で現に児童を扶養している者	父母のない児童	配偶者のない女子で現に児童を扶養している者	配偶者のない女子で現に児童を扶養している者	配偶者のない女子で現に児童を扶養している者	配偶者のない女子で現に児童を扶養している者
児童を扶養している者又は母子団体が事業を繼續するのに必要な資金	児童を扶養している者若しくはその者が扶養している児童又は父母のない児童の就職に際し必要な資金	技能修得資金の貸付を受けて前号に規定する知識、技能を習得している期間中の生活を維持するのに必要な資金	住宅を補修するのに必要な資金	修学資金の貸付	医療資金の貸付	修業資金の貸付	児童を扶養している者又は母子団体が事業を繼續するのに必要な資金
三 支度資金	四 技能習得資金	五 生活資金	六 住宅補修資金	七 修学資金	八 医療資金	九 修業資金	十 育法

第十七条 都道府県は、次の表の上欄に掲げる貸付金を下欄に掲げる者に貸し付けることができる。

(母子福祉資金の貸付)
第一項の規定による修業資金の貸付は、そ

の貸付により高等学校又は大学若しくは専科

大学に就学している児童が二十才に達した後でも、その者が当該学校を卒業（専科大学の前期の課程にあっては、修了）するまで継続

2 前項の場合において、配偶者のない女子が現に扶養している者の支度資金、修学資金又は修業資金の貸付については、その就職し、就学し、若しくは実地修練を受け、又は知識、技能を習得する者が連帯債務を負担する借主として加わらなければならない。

3 第一項の規定による修業資金の貸付は、そ

して行うことができる。その者が引き続き大学若しくは専科大学に就学した場合又はその者若しくは当該引き続き大学若しくは専科大学に就学した者が卒業後直ちに実地修練を受ける場合においても、当該大学若しくは専科大学を卒業し、又は当該実地修練を終了するまで、また同様とする。

4 第一項の規定による修業資金の貸付は、その貸付により知識、技能を修得している児童が二十才に達した後でも継続して行うことができる。

(貸付方法)

第十八条 貸付金の貸付金額、据置期間、償還

期限及び利子は、次の表に掲げるとおりとする。

種類	貸付金額	据置期間	期間	償還期限	利子
事業継続資金	三十万円以内(母子団体に対する場合は、百万円以内)	貸付の日から二年	五経年以内	十経年以内	
生業資金	十万円以内(母子団体に対する場合は、三十万円以内)	貸付の日から一年	五経年以内	十経年以内	
技能習得資金	月額三千円以内	貸付の日から二年	五経年以内	十経年以内	
文度資金	三万円以内	貸付の日から一年	五経年以内	十経年以内	
生活資金	本人については、月額三千円以内(扶養している児童については、一人につき、月額五千五百円以内)	知識、技能を習得する期間が満了した後二年	五経年以内	十経年以内	
住宅補修資金	一回につき、六万円以内(借家の場合は、三万円以内)	貸付の日から一年	五経年以内	十経年以内	
修学資金	月額三千円以内	貸付の日から二年	五経年以内	十経年以内	
医療資金	一回につき、三万円以内	貸付の日から二年	五経年以内	十経年以内	
修業資金	月額三千円以内	貸付の日から二年	五経年以内	十経年以内	
修業資金	月額三千円以内	貸付の日から二年	五経年以内	十経年以内	
な し					

2

次の表の上欄に掲げる貸付金の貸付期間は、下欄に掲げるとおりとする。

技能習得資金	知識、技能を習得する期間中三年をこえない期間
生活資金	技能習得資金の貸付を受けて知識、技能を習得している期間
修学資金	高等学校で修学する者については、月額二千円以内(扶養している児童については、一人につき、月額四千円以内)
修業資金	大学若しくは専科大学に就学し、又は実地修練を受けている者については、月額四千円以内
医療資金	月額三千円以内
修業資金	月額三千円以内
修業資金	月額三千円以内

3 貸付金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法によるものとする。ただし、貸付金の貸付を受けた者は、いつでも繰上償還ができる。

(保証人)

第十九条 貸付金の貸付を受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、貸付金の貸付を受けた者と連帶して債務を負担するものとし、その保

(貸付の決定)

第二十条 都道府県は、貸付金の貸付の申請があつたときは、都道府県母子福祉審議会の意見を聞いて、貸し付けるかどうかを決定しなければならない。ただし、急を要する場合に

は、都道府県母子福祉審議会の意見を聞かないで貸付金を貸し付けることを決定すること

(貸付の決定)

第二十一条 証債務は、第二十四条第一項の規定による違約金を包含するものとする。

(貸付の決定)

第二十二条 都道府県は、貸付金の貸付の申請があつたときは、都道府県母子福祉審議会の意見を聞いて、貸し付けるかどうかを決定しなければならない。ただし、急を要する場合に

は、都道府県母子福祉審議会の意見を聞かないで貸付金を貸し付けることを決定すること

ができる。

(一時償還)

第二十一条 都道府県は、貸付金の貸付を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、第十八条の規定にかかわらず、当該貸付を受けた者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。一貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したとき。

二 虚偽の申請その他不正な手段により貸付を受けたとき。

三 償還金の支払を怠つたとき。
(財産管理者の不当使用)

第二十二条 都道府県は、第十七条第一項の規定により父母のない児童に対し、支度資金、

修学資金又は修業資金の貸付が行われた場合において、当該児童の財産を管理する親権を行ふ者又は後見人が、当該貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したときは、その者に対し、使用した金額に相当する金額を都道府県に納付すべきことを命ずることができる。

2 都道府県が前項の規定により納付することを命じた場合には、当該父母のない児童の都道府県に対する貸付金の償還の債務は、当該親権を行う者又は後見人が納付することを命ぜられた限度において消滅するものとする。

(後見人解任の請求)

第二十三条 第十七条第一項の規定により支度資金、修学資金又は修業資金の貸付を受けた父母のない児童の後見人に、当該貸付金の使

用に関し、不正な行為その他後見の任務に適しない事由があるときは、民法第八百四十五条の規定による後見人の解任の請求は、同条に定める者のか、都道府県知事も行うことができる。

(違約金等)

第二十四条 都道府県は、貸付金の貸付を受けた者が支払期日に償還金又は第二十一条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつたときは、延滞元利金額百円につき一日三銭の割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収することができる。

2 前項の規定は、第二十二条第一項の規定により納付を命ぜられた者が支払期日に納付を命ぜられた金額を納付しなかつた場合に準用する。

(貸付の停止)

第二十五条 都道府県は、次に掲げる場合は、都道府県母子福祉審議会の意見を聞いて、将来に向つて貸付金の貸付をやめることができる。

一 貸付金の貸付を受けた者が第二十一条第一号又は第二号に該当する場合
二 貸付の目的を達成する見込がないと認められる場合

(償還金の支払猶予)

第二十六条 都道府県は、次に掲げる場合は、第十八条第一項の規定にかかわらず、貸付金の貸付を受けた者に対し、償還金の支払を猶予することができる。ただし、第一号に掲げる場合において当該貸付金の貸付を受けた者と連帯して償還の債務を負担する借主がある場合におけるその借主が、支払期日に当該償還金を支払うことができると認められるときは、この限りでない。

一 貸付金の貸付を受けた者が災害を受け、又は疾病にかかり、若しくは負傷したため、支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるとき。

二 修学資金に係る償還金の支払期日において、当該修学資金の貸付により就学した者が高等学校、大学若しくは専科大学に就学し、又は実地修練を受けているとき。

2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、当該支払を猶予された分以後の償還金の支払期日は、当該支払を猶予された期間繰り延べられるものとする。

3 第一項の規定により償還金の支払を猶予された期間は、貸付金の利子の計算については、その基礎に算入しない。

(償還の免除)

第二十七条 都道府県は、貸付金の貸付を受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することは、その基礎に算入しない。

都道府県母子福祉審議会の意見を聞き、か

つ、議会の議決を経て、当該貸付金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、保証人又は当該貸付金の貸付を受けた者と連帶して償還の債務を負担した借主がある場合におけるその借主が償還することができると認められるときは、その償還することができると認められる額について

(委任事項)

第二十八条 第十六条から前条までに定めるもののか、貸付金の貸付の手続、貸付金の償還その他の貸付金に関し必要な事項は、政令で定める。

(特別会計)

第二十九条 都道府県は、この法律による貸付金の貸付を行うについては、特別会計を設けなければならない。

2 前項の特別会計においては、一般会計から

の繰入金及び次条第一項の規定による国から

の借入金並びに貸付金の償還金（利子、第二

十二条第一項の規定による納付金及び第二十

四条の規定による違約金等を含む。以下同

じ。）及び附属雑収入をもってその歳入と

し、貸付金及び貸付に関する事務を要する費

用をもってその歳出とする。

3 前項に規定する貸付に関する事務を要する

費用の額は、貸付金の利子及び第二十四条の

規定による違約金のうち収納済となつたもの

の三分の一に相当する金額の範囲内において

厚生大臣の定めるところにより算定した額

と、当該経費に充てるための一般会計からの

繰入金の額との合計額をこえてはならない。

(国の貸付)

第三十条 国は、都道府県が貸付金の財源として特別会計に繰り入れる金額の四倍に相当する貸額を、無利子で、都道府県に貸し付けるものとする。

2 都道府県は、この法律による貸付金の貸付

業務を廃止したときは、その際における未貸

付額及びその後において支払を受けた貸付金

の償還の額に、それぞれ次の第一号に掲げる

金額の第二号に掲げる金額に対する割合を乗じて得た金額の合計額を、政令の定めるところにより、國に償還しなければならない。

一 前項の規定による国からの借入金の総額

二 前号に掲げる額と都道府県が貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額の総額との合計額

3 第一項の規定による貸付の手續に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

(貸付業務の報告)

第三十一条 都道府県知事は、この法律による貸付金の貸付業務の状況に關し、厚生省令で定めるところにより、厚生大臣に勧告しなければならない。

第六章 母子住宅

(母子住宅)

第三十二条 国及び地方公共団体は、公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）に規定する公営住宅建設三箇年計画の作成及び実施に當つては、協力して、配偶者のない女子で

現に児童を扶養している者を入居させるための公営住宅（以下「母子住宅」という。）の確保に努めなければならない。

2 母子住宅は、十分な共同施設（公営住宅法第二条（用語の定義）第七号に規定する共同施設をいう。以下同じ。）を備えた集団的な

共同住宅として建設するものとし、その敷地

については、特に、衛生上及び風教上良好な

環境を維持し、かつ、通学、通勤、日用品の

買入その他入居者の生活の利便を維持するこ

とができるよう位置を選定しなければならぬ。

3 国及び地方公共団体は、協力して、昭和三十八年度までの間に、母子住宅を二万戸以上建設するものとする。

(家賃)

第三十三条 母子住宅の家賃は、公営住宅法第十二条（家賃の決定）の規定にかかわらず、

月額千円の範囲内で定めるものとする。

(入居者資格)

第三十四条 母子住宅の入居者は、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者のうち公営住宅法第十七条（入居者資格）に規定する

条件を備える者でなければならない。ただし、入居の後に当該児童のすべてが二十才に達するに至った場合においては、これらのす

べての者が二十五才に達するまでの間は、引

き続き入居していることができる。

(国の補助)

第三十五条 国は、地方公共団体が母子住宅及びその共同施設の建設（当該建設のために必要な土地を取得し、又はその土地を宅地に造成することを含む。）をする場合においては、公営住宅法第七条（国の補助）第一項及び第二項の規定にかかわらず、その費用の十分の八を補助するものとする。

第七章 助成措置

(職業紹介)

第三十六条 公共職業安定所その他の職業安定機関は、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者又は父母のない児童の職業紹介及び職業指導にあたっては、その社会生活上有する不利な条件を考慮して、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 労働大臣は、厚生大臣と協議の上必要があると認めるときは、都道府県知事をして、その設置する公共職業補導所において、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者のための特別の職業補導を行わせるものとする。（売店等の設置の許可）

第三十七条 国又は地方公共団体の設置した事務所その他の公共的施設の管理者は、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者からの申請があったときは、その公共的施設内において、新聞、雑誌、たばこ、事務用品、食料品その他の物品を販売し、又は理容業、美容業等の業務を行うために、売店又は理容所、美容所等の施設を設置することを許すよう努めなければならない。

2 前項の規定により売店その他の施設を設置することを許された者は、病気その他正当な理由がある場合のほか、自らその業務に従事しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する売店その他の施設の設置及びその運営を円滑にするため、当該都道府県の区域内の公共的施設の管理者と協議を行い、かつ、公共的施設内における売店等の設置の可能な場所、販売物品の種類等を調査し、その結果を配偶者のない女子で現に児童を扶養している者に知らせる措置を講じなければならない。

(専売品販売の許可)

第三十八条 日本専売公社は、配偶者のない女子で現に児童を者養している者がたばこ専賣法（昭和二十四年法律第百十一号）の規定による製造たばこの小売人の指定を申請したときは、同法第三十一条（指定の制限）第一項各号の一に該当する場合を除き、その者を製造たばこの小売人に指定するよう努めなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定により小売人に指定された者について準用する。

(保育手当の支給)

第三十九条 配偶者のない女子で現に六才に満たない児童を扶養している者がその職業、勤務等のため必要と認められる場合において、当該児童を保育所又は政令で定めるこれに準ずる施設に入所させたときは、その申請に基き、政令の定めるところにより、その児童を保育所に入所させた場合に要する費用に相当する金額の保育手当をその者に支給する。ただし、政令で定める額以上の所得又は資産を有する者については、この限りでない。

2 保育手当の支給は、都道府県知事が決定する。

(支給の始期)

第四十条 保育手当は、支給の決定があつた場合において、当該支給の申請のあつた日（当該申請が当該児童を入れさせる日の前に行われた場合においては、当該入所の日）から支給する。

(支給の制限)

第四十一条 偽りその他不正の行為によつて保育手当の支給を受け、又は受けようとした者には、その支給を受け、又は受けようとした日以後保育手当の全部又は一部を支給しないことができる。

(政令への委任)

第四十二条 前三条に定めるもののほか、保育手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

(譲渡等の禁止及び非課税)

第四十三条 保育手当を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

2 保育手当については、租税その他の公課を課すことができない。

(生活保護法の適用の特例)

第四十四条 保育手当の支給を受けている者に対して生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)を適用する場合においては、保育手当として支給を受けた金銭又はこれを受ける権利は、その者の収入等ではないものとみなす。

(課税上の特例)

第四十五条 配偶者のない女子で現に児童を扶養している者の所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第十五条の四に規定する寡婦控除額は、七千円とする。

2 配偶者のない女子で現に児童を扶養している者のうち、地方税法第二百九十二条第十号(寡婦の定義)に該当し、かつその者の前年中における所得が二十万円以下である者に対する道府県民税、市町村税、都民税及び特別区民税を課することができない。

3 前項の規定により同項に規定する地方税を課せられない者がその家事の用に使用する電気及びガスに対しても、政令で定めるところにより、電気ガス税を課することができる。

第八章 雜則

(費用の支弁及び負担)

第四十六条 次の各号に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 都道府県の設置する福祉事務所に附置する母子相談所及び当該母子相談所に置かれる母子相談員に要する費用
二 都道府県母子福祉審議会に要する費用
三 保育手当の支給に要する費用
2 次の各号に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 市町村の設置する社会福祉事務所に附置する母子相談所及び当該母子相談所に置かれる母子相談員に要する費用
二 母子福祉協力員に要する費用
3 国は、政令の定めるところにより、前二項の規定により都道府県又は府町村が支弁する費用のうち、第一項第三号に掲げる費用についても、その十分の八に相当する額、第一項

第一号及び前項各号に掲げる費用についてはその二分の一に相当する額を負担する。

(大都市の特例)

第四十七条 この法律中都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事その他の都道府県の職員の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九条第一項の指定都市(以下本条中「指定都市」という。)においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長その他の職員が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事その他の都道府県の職員に関する規定は、指定都市又は指定都市の長その他の職員に関する規定として指定都市又は指定都市の長その他の職員に適用があるものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で、政令で定める日から施行する。

(母子福祉資金の貸付等に関する法律の廃止)

2 母子福祉資金の貸付等に関する法律(昭和二十七年法律第三百五十号。以下「旧法」という。)は、廃止する。

(貸付金に関する経過規定)

3 この法律の施行前に旧法の規定により貸付を受けた貸付金又は貸付が決定された生業資金、支度資金、事業継続資金又は住宅補修資金については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に旧法の規定により技能習得資金、生活資金、修学資金又は修業資金の貸付又は貸付の決定を受けている者は、この法律の施行の日において、この法律の規定によりそれぞれ当該貸付金の貸付の決定を受けた者とみなす。ただし、この法律の施行前に貸付を受けた貸付金については、なお従前の例による。

5 前項の場合において、その者がこの法律の施行後に貸付を受ける貸付金の貸付金額、貸付期間及び償還期限の改定その他の必要な経過措置は、政令で定める。

6 附則第三項又は第四項ただし書の規定によ

り従前の例によることとされていいる貸付金について、この法律の施行後に償還金の支払が猶予されたときは、第二十六条第二項の例により、当該支払を猶予された分以後の償還金の支払期日は、当該支払を猶予された期間繰り延べられるものとする。

7 この法律の施行前に旧法の規定により行われた貸付金の申請で、当該申請に対する都道府県の決定がなされていないものは、この法律の規定による申請とみなす。

(特別会計等に関する経過措置)

8 この法律の施行の際現に旧法の規定により都道府県に設けられている特別会計及び国が都道府県に対して行っている貸付は、この法律の施行後は、この法律の規定による特別会計及び貸付とみなす。

(税に関する経過措置)

9 第十二条及び第四十五条第一項の規定は、昭和三十三年分以後の所得税について適用し、昭和三十二年分以前の所得税についてはなお従前の例による。

10 第十三条の規定は、母子団体のこの法律の施行の日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

11 第十四条第一項及び第二項の規定は、母子団体のこの法律の施行の日以後に終了する事業年度分の道府県民税、市町村民税、都民税及び特別区民税並びに事業税について適用し、同日前に終了した事業年度分のこれらの税については、なお従前の例による。

12 第四十五条第二項の規定は、昭和三十三年度分以後の道府県民税、市町村民税、都民税及び特別区民税について適用し、昭和三十二年度分以前のこれらの税については、なお従前の例による。

前の一例による。

13 第十四条第四項及び第五項の規定は、昭和三十四年度分以後の固定資産税及び都市計画税について適用し、昭和三十三年度分以前のこれらの税については、なお従前の例による。第四十五条第三項の規定は、昭和三十三年七月一日以後において使用する電気又はガス

に對して課する電気ガス税から適用し、同日前において使用した電気又はガスに対する電気ガス税については、なお従前の例による。

15 この法律の施行前に課し、又は課すべきであつた不動産取得税及び登録税については、なお従前の例による。

(厚生省設置法の一部改正)

16 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第十三条中第十二号を第十三号とし、第十号の次に次の「一号を加える。

十二 母子福祉法(昭和三十三年法律第十一号)を施行すること。

第十二条第一項の表「中央児童福祉審議会—厚生大臣の諮問に応じて、児童及び姪婦の福祉に関すること。」を

「中央児童福祉審議会—厚生大臣の諮問に応じて、児童及び姪婦の福祉に関する事項を調査審議すること。

中央母子福祉審議会—厚生大臣の諮問に応じて、母子福祉に関する事項を調査審議すること。」に改める。

(地方財政法の一部改正)

17 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十条第七号の二を次のように改める。

七の二 母子相談所、母子相談員、母子福祉協力員及び保育手当の支給に要する費用(印紙税法の一部改正)

の一部を次のように改正する。

第五条第六号の八を次のように改める。

六ノ八 母子福祉法ニ依ル貸付金及保育手当ニ関スル証書

理由

配偶者のない女子で現に児童を扶養している者についてその社会生活上有する不利な条件を補充して經濟的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて父母のない児童についてその独立自活の促進を図るために、これらの者に対する貸付金制度の拡充、母子住宅の供与、特別の職業紹介、職業指導及び職業補導、保育手当の支給、課税減免の強化、母子団体等がその構成員

のためにする授産施設の経営その付の事業の助成並びに母子福祉審議会、母子相談所その他関係機関の整備等の措置を講ずる必要がある。こ

れが、この法律案を提出する理由である。
この法律施行に要する経費
総額 約四十億円（平年度）

二、水質汚濁防止法案 —(党の提案したもの) —

(この法律の目的)

第一条 この法律は、工場事業場の排水等による河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域（以下これらを「公共用水域」という。）の水質の汚濁を防止するとともに当該排水等に係る紛争に関しあつ旋、調停及び裁定を行い、もって公衆衛生の向上と水資源及び水産資源の保護を図り、あわせて当該排水等に係る利害関係者間の利害の調整に資することを目的とする。

(水質汚濁規制区域の指定)

第二条 水質汚濁防止委員会は、公共用水域のうち公衆衛生の向上と水資源及び水産資源の保護の見地から特に水質の清浄を確保する必要がある水域を、その水域の汚濁に密接な関係を有する地域とともに水質汚濁規制区域（以下「規制区域」という。）として指定する。

2 水質汚濁防止委員会は、前項の規定により規制区域を指定したときは、これを関係行政機関の長に通知する。

(規制区域内の水質汚濁防止義務)

第三条 何人も、規制区域内における水質の清淨度の確保につとめなければならない。

(水質汚濁許容基準等の設定)

第四条 水質汚濁防止委員会は、第二条第一項の規定により、規制区域を指定したときは、関係行政機関の意見を聞いて、第一条の目的を達成するため必要な当該区域の水の清淨度を保持するため当該水域に排出される污水、廃液及び有害固形物で水質汚濁防止委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定めるものの汚濁度の許容限度に関する基準（以下「水質汚濁許容基準」という。）を定めるものとする。

2 前項の規定により水質汚濁許容基準を定めたときは、第二条第二項の規定を準用する。

3 水質汚濁防止委員会は、第一項の規定により水質汚濁許容基準を定めたときは、当該水

質汚濁許容基準を勘案して当該区域内にある工場事業場（鉱山（鉱山保安法（昭和二十一年法律第七十号）第二条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）を除き、船舶を含む。以下同じ。）のうち水質汚濁許容基準を確保するため工場事業場から排出される污水、廃液及び有害固形物で委員会規則で定めるもの（以下「排水等」という。）を規制する必要がある工場事業場につき、排水等の汚濁度の許容基準（以下「排水等許容基準」という。）及びその適用期日を定め、当該工場事業場の事業主（船舶については船舶所有者又は船長。以下同じ。）に通知する。

4 水質汚濁防止委員会は、第二条第一項、第一項又は前項の規定により規制区域、水質汚濁許容基準又は排水等許容基準を定めたときは、これを公表する。

(水質汚濁規制措置)

第五条 前条第三項の規定により排水等許容基準が定められた工場事業場の事業主は、排水等許容基準の適用期日以後は、当該排水等許容基準をこえて排水等を排出してはならない。

2 水質汚濁防止委員会は、事業主が前項の規定に違反したときは、当該事業主に対し、排水等を清浄にする施設（以下「除害施設」という。）の設置又は改善その他の措置をとるべき旨を命ずることができる。

(通商産業大臣との関係)

第六条 通商産業大臣は、鉱山保安法第三十条の規定により、鉱業権者が坑水又は廃水に關し講ずべき措置について省令を制定し、又は改廃する場合には、水質汚濁防止委員会の同意を得なければならない。

(鉱山等に対する措置)

第七条 水質汚濁防止委員会は、規制区域において、水質汚濁許容基準に適合する水質を確保するため鉱山又は公共下水道から排出される坑水、廃水又は放流水に關する規制につき

必要があると認めるときは、当該主務大臣に對し、必要な措置をとるべき旨を請求することができる。

(あつ旋、調停)

第八条 排水等による被害に關して紛争が生じたときは、その事業主又は被害者は、委員会規制で定める手続に従い、委員会に対し、紛争の解決につき、あつ旋又は調停を申請することができる。

2 水質汚濁防止委員会は、前項の申請があつときは、当該紛争の解決につきあつ旋又は調停をしなければならない。

3 水質汚濁防止委員会は、前項の調停をする場合には、調停案を作成して、これを関係当事者に示し、その受諾を勧告するとともに、その調停案は理由を附してこれを公表することができる。

4 水質汚濁防止委員会は、委員会規則の定めることにより、その指定する水質汚濁防止委員会の委員又は水質汚濁防止委員会の事務局の職員に前項のあつ旋又は調停を委任することができる。

(裁定の申請)

第九条 排水等による被害に關して紛争が生じたときは、その事業主又は被害者は、委員会規則で定める手續に従い、水質汚濁防止委員会に対し、裁定を申請することができる。

ただし、その紛争に係る事案に關して確定判決があつたとき、又は訴訟が係属し、若しくは民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）の規定による調停手續が行われているときは、この限りでない。

(申請の却下)

第十条 水質汚濁防止委員会は、前条の規定による裁定の申請があつた場合において、申請に係る事案が前条ただし書の場合に該當するに至つたときは、その申請を却下しなければならない。

2 水質汚濁防止委員会は、前項に定める場合を除くほか、裁定の申請があつた場合において、申請に係る事案について裁定前になお当事者間の協議により解決を図ることが適當であると認めるときは、その申請を却下することができる。

(聴聞)

第十二条 水質汚濁防止委員会は、聴聞の結果に基いて裁定を行う。

2 前項の裁定は、文書をもって行い、かつ、理由を附さなければならない。

3 水質汚濁防止委員会は、第一項の裁定をしたときは、裁定書の謄本を当事者に交付しなければならない。

4 第八条第四項の規定は、聴聞につき準用する。

(裁定)

第十三条 前条の裁定があつたときは、当該裁定の申請に係る事案に關し、当事者間の合意が成立したものとみなす。

(訴の提起)

第十四条 水質汚濁防止委員会の裁定に不服のある者は、裁定書の謄本の交付を受けた日から三十日以内に、訴を提起することができる。

2 前項の訴においては、事業主又は被害者をもつて被告とする。

(報告の徵収等)

第十五条 水質汚濁防止委員会は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、委員会規則の定めるところにより、関係行政機関に対し、必要な報告、情報又は資料の提出を求めることができる。

2 水質汚濁防止委員会は、この法律を実施するため、委員会規則の定めるところにより、工場事業場の事業主又は排水等による被害者から必要な報告を徵し、又は当該委員会の委

員若しくは当該委員会の事務局の職員に工場事業場、漁場その他必要な場所に立ち入って調査させることができる。

3 前項の規定により委員又は職員が立入調査を行う場合においては、委員会規則の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯しなかつ、関係人の請求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

4 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(水質汚濁防止委員会の設置)

第十六条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第三条第二項の規定に基いて総理府の外局として、水質汚濁防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(権限)

第十七条 委員会は、この法律の定めるところによりその権限に属させられた事項を実施する。

(権限の行使)

第十八条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職務を行う。

(組織)

第十九条 委員会は、委員長及び委員四人で組織する。

(委員長及び委員の任命)

第二十条 委員長及び委員は、人格が高潔であつて公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、経済又は自然科学に関する学識経験を有する者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項に規定する資格を有する者のうちから委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならない。このときは、内閣総理大臣は、ただちにその委員を罷免しなければならない。

(任期)

第二十一条 委員長及び委員の任期は、四年とする。ただし、補欠の委員長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

(身分保障)

第二十二条 委員長及び委員は、次の各号の一に該当する場合のほか、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと決定されたとき又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると決定されたとき（罷免）

第二十三条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号の一に該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長)

第二十四条 委員長は、委員会の会務を總理し委員会を代表する。

2 委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長に故障があるときに委員長を代理する者を定めておかなければならぬ。

(会議)

第二十五条 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会は、第二十二条第三号の決定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

(委員長及び委員の給与)

第二十六条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(特定行為の禁止)

第二十七条 委員長及び委員は、在任中、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一 政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。

二 内閣総理大臣の許可のある場合のほか、報酬のある他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

(規則の制定) 第二十八条 委員会は、法令の定めるところにより、その権限に属する事項を執行するため必要な手続その他の事項について、委員会規則を定めることができる。

(聴聞会)

第二十九条 委員会は、第十一條に規定する場合のほか、その職務を公正に行うため、聴聞会を開いて、広く一般の意見を聞くことができる。

(調査の嘱託)

第三十条 委員会は、関係行政機関その他の者に対する、必要な調査を嘱託することができる

(国会に対する報告)

第三十一条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を通じて、国会に対し所掌事務の処理状況を報告し、かつ、その概要を公表しなければならない。

(事務局)

第三十二条 委員会の事務局は、委員会の事務を処理する。

2 委員会の事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 委員会の事務局に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

第三十三条 事務局に、地方支分部局として、北海道地方事務所、東北地方事務所、関東地方事務所、中部地方事務所、近畿地方事務所、中国地方事務所、四国地方事務所及び九州地方事務所を置く。

2 前項の地方事務所の位置及び管轄区域は、政令で定める。

(除害施設に対する助成)

第三十四条 国は、規制区域内の事業主に対し当該工場事業場の除害施設の設置又は改善に要する経費の一部を補助し、又は当該設置又は改善に資要する金の融通についてあつ旋をすることができる。

(罰則)

第三十五条 第七条第二項の命令に違反した者

は、六箇月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 第十五条第二項に規定する命令に對し虚偽の報告をし、又は同条同項の調査を拒み、妨げ若しくは忌避した者は、一円以下の罰金に処する。

第三十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前二条の罰金刑を科する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

3 この法律の施行後最初に任命される委員の任期は、第二十一条第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、二人については、二年とする。

3 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第二項第六号の次に次の二号を加える。

六の二 公共用海域における水質の汚濁防止のためにする工場事業場等から排出される汚水、廃液又は有害固形物の処理に係る施設で政令で定めるもの

4 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百三十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号中「制限又は禁止」の下に「水質汚濁防止法(昭和三十三年法律第二百三十三号)に規定する規制に係る事項を除く。」を加える。

5 建設省設置法(昭和二十三年法律第七百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第八号中「管理」の下に「(水質汚濁防止委員会の権限に属する事項を除く。)」を加える。

6 河川法(明治二十九年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「其ノ他ノ行為」の下に「(清潔ニ付テハ水質汚濁防止法(昭和三十三年法律第二百三十三号)ニ規定スル規制区域内ノ事業場ニ関スルモノヲ除ク)」を加える。

四、台風常襲地帯における災害の

特別防除に関する措置法

註　自社共同提案にて本国会通過

(目的)

第一条 この法律は、台風常襲地帯における台風（豪雨を含む。以下同じ。）による災害を防除するために行われる公共土木施設等に関する事業について特別の措置を定め、もつて国土の保全と民生の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「災害防除事業」とは、台風常襲地帯における台風による災害を防除するために行われる事業で、國若しくは地方公共団体（これらの機関を含む。）又はその他者が法令により管理する次に掲げる施設に関するもののうち、内閣総理大臣が当該施設に関する主務大臣の意見を聞き、かつ台風常襲地帯対策審議の議決を経て指定するものをいう。

- 一 河 川
- 二 海 岸
- 三 砂 設
- 四 林 地 荒 廃 防 止 施 設
- 五 前号に該当するものを除き水源かん養林、防風林、其の他の森林保全施設
- 六 地すべり防止施設及びぼた山崩壊防止施設
- 七 農業用施設

2 この法律で「災害防除事業五箇年計画」とは、昭和三十三年度以降の五箇年間ににおける災害防除事業の事業計画をいう。

(台風常襲地帯の指定)

第三条 内閣総理大臣は、台風の来襲回数及び強度、降雨量その他の事情を勘案して政令で定める基準に従い、かつ、台風常襲地帯対策審議会の議決を経て、しばしば台風による灾害が発生している都道府県の区執の全部又は一部を台風常襲地帯として指定する。

2 内閣総理大臣は、前項の指定をしたときはその旨を公示しなければならない。

(災害防除事業五箇年計画の決定)

第四条 災害防除事業に関する主務大臣は、当該災害防除事業につき、関係都道府県知事の意見を聞いて災害防除事業五箇年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、災害防除事業五箇年計画を関係都道府県知事に通知しなければならない。

(災害防除事業五箇年計画の変更)

第五条 災害防除事業に関する主務大臣は、災害防除事業五箇年計画を定める基礎となつた事情が著しく変更したときは、関係都道府県知事の意見を聞いて災害防除事業五箇年計画を変更する案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による閣議の決定があつた場合に準用する。

(台風常襲地帯対策審議会の設置)

第六条 総理府に、台風常襲地帯対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の所掌事務)

第七条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他台風常襲地帯における災害の防除に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、台風常襲地帯における災害の防除に関する重要事項につき、関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

(審議会の組織)

第八条 審議会は、次に掲げる者につき内閣総理大臣が任命する委員二十三人以内をもつて組織する。

一 衆議院議員のうちから衆議院が指名した者

二 衆議院議員のうちから参議院が指名した者

三人

四 都道府県知事

八人以内

五 都道府県議議長

二人

六 学識経験がある者

三人以内

- 2 前項第六号に掲げる委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 第一項第六号に掲げる委員は、再任されることがある。

- 4 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 5 会長は、会務を総理する。

- 6 委員は、非常勤とする。

(資料の提出等の要求)

- 第九条 審議会は、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の陳述又は説明を求めることができる。

- 第十条 第六条から前条までに定めるもののか、審議会に關し、必要な事項は、政令で定める。

(国の予算への経費の計上及び特別な助成)

- 第十一條 政府は、毎年度、国の財政の許す範囲内において、災害防除事業五箇年計画を実施するため必要な経費を予算に計上しなければならない。

- 2 国は、災害防除事業五箇年計画に係る事業を行ふ地方公共団体その他の者に対し、地方財政法（昭和一十三年法律第二百九号）第十六条の規定に基づく補助金を交付し、必要な資金を融通し、又はあつせんし、その他必要と認める措置を講ずることができる。

(地方財政再建促進特別措置法との関係)

- 第十二条 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第二百九十五号）に基く財政再建団体である地方公共団体が災害防除事業を実施するため財政再建計画に変更を加えようとする場合においては、自治府長官は、その財政の再建が合理的に達成できると認める限り同法第三条第四項において準用する同条第一項の規定による当該財政再建計画の変更の承認に当つて、当該災害防除事業の実施が確保されるよう特に配慮しなければならない。

- 2 前項の規定は、地方財政再建促進特別措置法第二十二条第二項の規定により財政の再建を行う地方公共団体が災害防除事業を実施す

る場合に準用する。

(第二次の五箇年計画)

- 第十三条 内閣総理大臣は、第二条第二項に規定する期間の経過前に、昭和三十八年度以降において更にこの法律の規定によつて災害防除事業を行う必要があるかどうかについて、関係各大臣の意見を聞き、かつ、台風常襲地帯対策審議会の議決を経て、決定しなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により昭和三十八年度以降において更に災害防除事業を行うことを決定されたときは、当該災害防除事業につき、第二条第二項中「昭和三十三年度」とあるのは「昭和三十八年度」と読み替えて、この法律の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 災害防除事業五箇年計画には、災害防除事業五箇年計画の決定前に実施された昭和三十三度の予算に係る事業で、第二条第一項に規定する災害防除事業に相当するものを含むものとする。

(総理府設置法の一部改正)

- 3 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

- 第十五条第一項の表中國土開発総合自動車道建設審議会の項の次に次のように加える。
- | | |
|--------|---|
| 台風常襲地帯 | 台風常襲地帯における災害の防除に關する特別措置法（昭和三十三年法律第二百六十三号）の規定によりその権限に屬せしめられた事項を行ふこと。 |
|--------|---|

(経済企画庁設置法の一部改正)

- 4 経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

- 第十四条第二十号チの次に次のように加える。
- | | |
|---|---|
| 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和三十三年法律第二百六十三号） | 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和三十三年法律第二百六十三号） |
|---|---|

第九条第六号の次に次の一号を加える。

七台風常襲地帯の災害防除に関する事

めに行われる公共土木施設等に関する事業について、特別の措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

国土の保全と民生の安定を図るため、台風風

五、國家公務員法等の一部を改正する法律案

:(党の提案したもの):

(国家公務員法の一部改正)

第一条 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号中「勤務成績の評定」を削る。

第十二条第六項第十三号を次のように改め

る。

十三 削除

第七十二条を次のように改める。

第七十二条 削除

(裁判所職員臨時措置法の一部改正)

第二条 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改

正する。

本則第一号中「第七十二条第二項、」を削

る。

附 割

六、地方公務員法の一部を改正する法律案

:(党の提案したもの):

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七節 研究及び勤務成績の評定」

を「第七節 研修」に改める。

第一条中「及び勤務成績の評定」を削る。

第八条第一項第八号中「及び勤務成績の評定」を削る。

「第七節 研修及び勤務成績の評定」を「第七節 「研修」に改める。

第四十条を次のように改める。

第四十条 削除

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

常襲地帯における台風による災害を防除するために行われる公共土木施設等に関する事業について、特別の措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(外務公務員法の一部改正)

2 外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

第二十六条中「第十四条、」を削る。

(教育公務員特例法の一部改正)

3 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第二十五条第一項第二号中「、第十一條及び第十二条第二項」を「及び第十一條」に改

め、同項第七号を削る。

第四十六条 削除

(地方自治法の一部改正)

3 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第四十六条を次のように改める。

第四十六条 削除

(地方自治法の一部改正)

3 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一百三十八条第九項及び第一百七十二条第四項中「及び勤務成績の評定」を削る。

別表第三第二号(中「、「任免その他の進退を行い、及び勤務成績の評定を計画し」)を改める。

「任免その他の進退を行い」に改める。

(地方公務員法の一部改正)

4 地方公務員法(昭和二十二年法律第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

第三十九条中「第四十条第二項、」を削る。

(地方公務員法の一部改正)

第三十九条中「第四十条第二項、」を削る。

七、非核武装宣言

最近の核兵器並びにミサイル兵器の発達は著しく、これがもし将来の戦争において使用されるならば、文明の破滅をもたらすことは必至である。核兵器のもたらす惨禍の恐しさが明らかになるにつれて、核兵器の使用禁止、核兵器を含む軍縮を求める声は、世界中にはうはいとして起りつつある。殊に、原水爆の被害を、三度体験した日本国民が、核兵器に関して極めて敏感であり、原水爆実験に強く反対し、世界的な原水爆禁止運動の先頭に立って斗っているのは当然である。

しかしながら、現在なお原水爆実験がまだ続けられているのみならず、わが国に対する外国軍の核兵器持込み、自衛隊の核武装の危険は、現実に存在する。これらの危険を除去し、日本を核兵器から解放された平和な国とする道は非武装宣言である。

わが国の非核武装化の宣言は、核兵器軍拡競争を鈍らせ、日本を核兵器戦争の渦中に投げる危険を回避させるであろう。またかくして、日本国民の恐怖と不安は除去され、日本の平和と安全は保障され、国際緊張は緩和の方向に向って、実際的な第一歩を踏み出すことになろう。

ここにおいて日本社会党は、日本（沖縄を含む。以下同じ）が、非核武装国であることを自ら進んで内外に宣言し、

- 1、一切の外国軍隊による日本への核兵器持込み、ミサイル基地の設定を拒否すること。
- 2、日本の自衛隊の核武装を行わないこと。
- 3、日本は、将来、永久に、いかなる種類の核兵器の製造、貯蔵、移動、実験をも行わないこと。
- 4、國家の方針として定めるよう努力することを、ここに全国民の前に厳粛に誓約する。

一九五八年五月一三日

日本社会党

「非核武装宣言」関係ニュース

一九五八年
一月一七日

ホワイト米空軍参謀総長はIRBMを配置して役立つ地域はどこかの質問に対しても

「英國・NATO諸国・アラスカ・沖縄および他の極現地域である」と回答

一月一九日

第四回日米安保委員会で空対空誘導弾（サイドワインダー）が日本に提供されることが決定

四月七日 U P 電

クオールズ米国防次官はコロンビア放送のインターヴューで、米国は将来極東にIRBM（中距離誘導弾）基地の設定を考慮することになろうと言明

四月八日

米国防省当局者は「米統合参謀本部は極東に中距離弾道弾基地を設けることを検討中」と発表

四月一〇日 ロイター

ワシントンの米戦略空軍司令部スペースマンは、米戦略空軍爆撃機が偶然の事故から戦争を誘発することのないように安全管理措置をとることになったと発表。ただし、この措置は海外基地の米戦略空軍には適用されない。

四月一五日 U P 電

米国政府原子力委員会の公式発表による米国の核爆発実験回数は今日まで九七回。

四月一八日 U P 電

アーラウイン米国防副次官補（国際安全保障担当）は日本に核兵器基地を設置したいとの米軍事当局の意向を明らかにした。

米軍幹部の多くは米国は日本の比較的小規模な現在の自衛隊を増強させ、核兵器基地の設置に対する態度を変更させるよう圧力をかけるべきだと考えている。

防衛問題に関する現在の日本の態度を自民党はその政府が倒れないかぎり、結局は防衛問題に関する現在の日本の態度を変えることになろう。自民党が今回の選挙で三分の二を確保し、防衛問題その他で、これまで大胆な政策を打ち出すことを望んでいる。

四月二一日

米国防省は、米国が日本の核武装計画をもつてゐるとの報道を否定。